

平成23年第6回定例会

斑鳩町議会会議録

平成23年12月8日

午前9時00分開会

於 斑鳩町議会議場

1, 出席議員 (14名)

1番	宮崎和彦	2番	小林誠
3番	中川靖広	5番	伴吉晴
6番	紀良治	7番	嶋田善行
8番	小野隆雄	9番	中西和夫
10番	坂口徹	11番	飯高昭二
12番	辻善次	13番	里川宜志子
14番	木澤正男	15番	木田守彦

1, 欠席議員 (1名)

4番 吉野俊明

1, 出席した議会事務局職員

議会事務局長 藤原伸宏 係長 安藤容子

1, 地方自治法第121条による出席者

町長	小城利重	副町長	池田善紀
教育長	清水建也	総務部長	西本喜一
総務課長	黒崎益範	企画財政課長	西巻昭男
税務課長	加藤恵三	住民生活部長	乾善亮
福祉課長	植村俊彦	国保医療課長	寺田良信
健康対策課長	西梶浩司	環境対策課長	栗本公生
住民課長	清水昭雄	都市建設部長	藤川岳志
建設課長	川端伸和	観光産業課長	清水修一

都市整備課長	井上 貴 至	会計管理者	野崎 一 也
教委総務課長	西川 肇	生涯学習課長	佃田 眞 規
上下水道部長	谷口 裕 司	上水道課長	清水 孝 悦
下水道課長	上田 俊 雄		

1, 議事日程

日程 1. 一般質問

〔1〕 11番 飯高 議員

1. 地域防災の充実について
 - ① 地域防災意識の向上について問う。
 - ② 「防災マップ」の推進について問う。
 - ③ 災害時ホームページ代理掲載について問う。
2. 河川環境の整備について
 - ① 河川環境の状況について問う。
 - ② 河川環境の整備について問う。
3. 町営住宅ストック計画の見直しと住宅供給の改善について
 - ① 町営住宅の募集及び申し込みの状況について問う。
 - ② 町営住宅ストック計画の見直しについて問う。
 - ③ 今後の住宅供給の改善について問う。
4. 疾病予防・健康増進及び各種予防接種ワクチンの状況について
 - ① 特定健康診査・特定保健指導の実施状況について問う。
 - ② 各種予防接種ワクチン（小児用肺炎球菌・ヒブワクチン・子宮頸がん・肺炎球菌）の状況について問う。

〔2〕 14番 木澤 議員

1. 30人学級の拡大について
 - ① 町内小中学校全学年で実施していくべきだと考えるが、町の見解は。
2. 観光の振興について
 - ① ボランティアガイド協会の要望に応じて観光の発展を目指すべきではないか。
3. 町立保育所の運営について

- ① 調理洗浄業務の民間委託に伴う問題について。
- ② 保育所の定員や保育士の配置など、今後の保育所運営の方向性について。
- ③ 保育料助成の充実について。

〔3〕 13番 里川 議員

1. 介護保険について
 - ① 来年度から第5期計画となるが、総合サービスについて。
 - ② 保険料・利用料について。
 - ③ 制度改正の見込まれるものについて。
2. 町立幼稚園の運営について
 - ① 斑鳩東幼稚園の過密状況への対応について。
3. 住宅施策と町内業者育成について
 - ① 耐震改修の実態と来年度の見込みについて。
 - ② 住宅リフォーム制度の導入について。
 - ③ 耐震シェルターの考え方について。
4. 人権問題の取り組みについて
 - ① 人権セミナーなどの取り組み方について。

〔4〕 8番 小野 議員

1. 自治会活動への支援について
 - ① 自治会活動に対する実態把握と認識を問う。
 - ② 斑鳩町自治連合会への関わり方を問う。
 - ③ 地縁団体設立への対応を問う。
2. 街区基準点等について
 - ① 町内に設置されている街区基準点等の状況と認識を問う。
 - ② その保存状況と管理方法を問う。
3. 各入札の執行について
 - ① 今までの低入札価格調査の実施状況を問う。
 - ② 入札結果に記載されている予定価格等について問う。

〔5〕 3番 中川 議員

1. 国道25号歩道設置について

① 6月定例会で一般質問をさせていただきました、その後の状況について。

2. 防犯対策について

- ① 町内での犯罪件数について。
- ② 犯罪の内容について。
- ③ 犯罪が発生している地域について。
- ④ 町としての対策について。

〔6〕 1番 宮崎 議員

1. 道路の下水工事について

① 私道・町道他道路との違い。

2. 騒音について

① 何か方法としてやめさせられないのか。

3. 三代川について

① 図面は出来ているのか。

4. 中宮寺前交差点について

① 図面は出来ているのか。

5. 補償について

① いつから始まり、終わりはあるのか。また、先日の道路の土地の買付けについて。

〔7〕 5番 伴 議員

1. 税についての不納欠損の考え方について

- ① 町税に対する不納欠損処理が毎年行われているが、過去5年間の不納欠損の状況を伺う。
- ② なぜ、税を徴収できなかったのか。また、事情によって個別な対応はとられているのかを伺う。
- ③ 時効前に不納欠損処理される場合の、町の基準はどのようになっているのか。

2. ISO14001について

- ① ISO14001の運用について過去5年間の費用対効果を問う。
- ② 取得時には、大きな効果が見られたが、経年によって惰性になって

いないか。

- ③ 他の行政では、更新を取りやめ自己管理に切り替えている所もあるようだが、町の見解を伺う。

1, 本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

(午前9時00分 開会)

○議長（嶋田善行君） おはようございます。

ただいまの出席議員は14名で、定足数に達しております。

なお、吉野議員から欠席の通告を受けております。

これより、本会議を再開し、直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は一般質問であります。あらかじめ定めた順序に従い、質問をお受けいたします。

まず、初めに11番、飯高議員の一般質問をお受けいたします。11番、飯高議員。

○11番（飯高昭二君） 皆さん、おはようございます。

それでは、通告書に基づきまして一般質問をさせていただきます。

では、1番目の「地域防災の充実について」であります。東日本大震災から9カ月が過ぎようとしています。全国各地の自治体で災害に対する認識が深まる中、地域で震災が発生した場合の地域の防災対策が進められようとしております。過去に被災した地域においては、その教訓として地域住民を守るための安全・安心の強化のため、災害時要援護者への情報伝達体制や、また避難支援体制、災害情報の発信機能の確保、また住民への防災に対する避難訓練など、意識啓発に積極的に取り組まれております。今般の震災で、いつ、どこで、どのような状況で起こるか分からない情勢の中、先進地の防災のあり方などを視察し、地域に防災の効果が災害時に有効に発揮できるよう、地域ぐるみで積極的に取り組んでいく必要があります。また、被災した地域との連携により、被災地への協力体制のあり方なども考えていかなければなりません。

去る9月27日、総務常任委員会で佐用町役場を訪問し、防災の取り組みについて視察を行い、被災した状況から復旧・復興に向けての内容などを丁重に聞かせていただき、大変に参考になりました。特に、地域住民の防災意識がいかに大切であるかを学びました。当町においても地域防災に取り組む中、防災に関する情報をキャッチし、地域にあった有効な手段であれば取り組んでいくことが必要であることから、今回、地域防災の充実について質問をさせていただきます。

以上の要旨を踏まえまして、3点についてお伺いをいたします。

まず1点目の地域防災意識の向上についてであります。地域の防災の取り組みについては、各自治体によって実施されているものと思われ。今般の震災での教訓として防災の意識が高まる中、今後、地域における防災・減災対策としての社会インフラ整備、また学校

施設の耐震化の着実な実施など、災害時を想定した住民の生命、財産の保護に努めていただいておりますが、一方では地域住民がみずから身を守るために日ごろから防災意識の向上への積極的な取り組みが必要です。

初めに、当町の地域での防災意識を高めるための考え方についてお伺いをいたします。

○議長（嶋田善行君） 西本総務部長。

○総務部長（西本喜一君） 地域防災意識の向上についての考え方でございますが、今日まで地域社会におけるつながり、結びつきといったコミュニティ機能は住民同士の支え合いにより、災害だけでなく犯罪や福祉、教育、環境等のさまざまな問題を解決する際にその役割を果たしてきました。しかし、住民の生活様式の多様化、少子高齢化社会の進展、さらには核家族化、単身世帯の増加等により、地域社会とのつながり、近隣住民との結びつきが希薄化する中で、東日本大震災や台風12号による災害等の大規模な自然災害が頻発していることから、地域社会のつながり、結びつきの必要性を再認識し、地域防災意識の向上が必要になってきております。

このようななかで、災害が発生したときに被害の拡大を防ぐためには、災害時における初動機への対応が人命や財産を守る上でもっとも重要であり、自分の命は自分で守る「自助」の意識と、地域の安全は地域で確保する「共助」の意識の向上と啓発を図り、住民または家族でしなければならないこと、地域で行わなければならないことを明確にし、行政が支援する「公助」と相互に役割分担を担いながら、行いながら、地域の防災力向上に取り組む必要があると考えております。

○議長（嶋田善行君） 11番、飯高議員。

○11番（飯高昭二君） ただいまの答弁では地域防災意識の基本的な考え方を示していただきました。以前にも何回か、この件につきましてはお聞きはしておるんですけども、実際にこの考え方に基づいて町の防災向上のためのどのような取り組みをされているのか、確認をしておきたいと思っております。

○議長（嶋田善行君） 西本総務部長。

○総務部長（西本喜一君） 町としての地域防災意識の向上への取り組みについてでございますが、今年度につきましては1つ目といたしまして、広報いかるがに防災の特集記事として5月と9月に災害に対する啓発記事を掲載しており、2つ目としては、9月23日に自治会連合会視察研修において、自治会長が参加して北淡震災記念公園の視察と岩手県大槌町へ派遣した職員によります被災地の状況報告をそこで行っております。また、3つ目としまして、

防災対策についての出前講座を9回実施しており、4つ目は生駒郡総合防災セミナーを実施したところであります。また、自衛消防団や自治会に対して、消防施設の整備にかかる補助もしているところであり、あわせて今後、地区別防災訓練の回数を充実させるとともに各公共施設の防災訓練も行い、防災に対する意識啓発を図ってまいりたいと考えております。

今後も引き続き、町広報紙、ホームページ、出前講座、ハザードマップ、防災情報メール、地区別防災訓練を利用して、町の防災対策と災害に関する知識と過去の災害事例、災害に対する平時の心得、災害発生時の心得等の防災知識の普及を図り、住民の防災意識の向上を高める取り組みを推進してまいりたいと考えております。

また、地域防災計画の見直しに合わせまして、災害時要援護者の全体計画の策定を行い、地域ぐるみでの自主防災体制の確立と組織化をすすめるため、自主防災組織の設立を働きかけ、住民参加と協働による活動を支援してまいりたいと考えております。以上です。

○議長（嶋田善行君） 11番、飯高議員。

○11番（飯高昭二君） 今、いくつかの自主防災向上のための実施ですか、それに対してまた手を打っていただいているということですが、果たして住民がこの防災意識をどの程度意識をされて、どの程度伝わっているのかというのが数値であらわすことが難しいかなと思います。その上において、どれだけかなと思うわけなんですけども。実際にやはり防災意識を高めるといことは、やはりふだんから平時においてこういった住民の方に情報を提供することが一番大事であるかなと思います。

また、先ほども答弁の中に、例えば消防施設の整備に関して補助を求めてこられまして、申請時においてその申請の手続をされるわけですけども、またそのときにおいても、やはり、せっかくこられた方に対しまして、防災に対する意識の向上のための、数分なり、その説明をしていただいて、その方がやはり地域で帰られてまた地域の方に防災意識のことについてその話をされていく。これがやはり、その平時における防災意識の向上につながっていくのではないかなと、私は思います。小事が大事といいますか、小さなことからやっぱりそうした大事になっていきますので、今後、あらゆる機会を通じましてそういったきめ細かな領域をもっていただきたいと思います。とにかく地域の協力なくして自主的な防災は進まないと思います。

それが次に2点目の質問に取り上げさせていただいている「防災マップの推進について」であります。今回、防災の取り組みを目的として、佐用町を視察させていただきました。佐用町の地域住民は台風9号の災害を教訓に防災の意識が高く、住民が中心となり、行政と

一体となり、地域を守るための具体的な施策をされています。特に、各集落単位で防災マップについての取り組みでは、住民みずからが防災意識を高め、実質的な避難などに有効な手だてとしての方策として実施されており、減災につながるのと改めて認識をいたしました。

当町では、要援護者マップでの防災の取り組みをしていただけていますが、佐用町の防災マップのように地域で作成するように推進することは、今後、地域を守るために必要ではないかと考えますが、町の見解をお伺いいたします。

○議長（嶋田善行君） 西本総務部長。

○総務部長（西本喜一君） 災害の発生及びその拡大を防止するためには、自分たちの住んでいる地域が災害に対してどのような弱点があるのか、事前に把握しておくことが大切であり、そのためには地域住民が自分たちのまちを実際に調査し、地震、風水害などの発生を想定し、想定外の災害に被災するとどのような状況に陥るのかを事前に予測しておく必要があると考えます。ご質問の防災マップの推進につきましては、兵庫県佐用町では、自治会単位に地域版防災マップづくりの必要性を働きかけて、その作成に向け、各地区説明会、リーダー研修を実施され、地域住民みずからが狭い道や消防自動車が通れない道、見通しの悪い交差点など、災害時に危険な場所や防火水槽、消火栓等の災害時に必要となる設備、また、災害発生時の避難経路等を調査し、その調査結果を白地図に記入し作成をされています。そして、防災マップの完成後に、要援護者、要支援者を記入した支え合いマップ、要援護者・要支援者の世帯状況や支援状況を記入した世帯状況調査票を地域住民みずからが作成をされています。町といたしましても、質問者がおっしゃいますように、地域住民による防災マップの作成の働きかけは、地域における防災意識の向上と災害時における初動時の対応に寄与するものでありますことから、現在、地域防災計画の見直しを進めます中で、佐用町の取り組みや、その他先進地市町村の取り組みについても調査・研究をするとともに、このような防災マップを活用した出前講座や防災訓練等をモデル地区において早く実施していき、防災意識の向上を図ってまいりたいと、このように考えております。

○議長（嶋田善行君） 11番、飯高議員。

○11番（飯高昭二君） 先進地の取り組みにつきましては、調査・研究されていこうと、いかれると思います。斑鳩町の地域においても、やはり一部の地域で自主的に避難経路を記載するなどしてマップをつくられているという所も聞いております。今後、このように自主的に地域防災意識を取り組む中、今後、当町においても、先ほど言いました要援護者マップを作成されていますが、それとの整合性についてどのように考えられていくのか、お尋ねし

たいと思います。

○議長（嶋田善行君） 西本総務部長。

○総務部長（西本喜一君） 町といたしましても、住民参加による地域防災意識の向上を図る上では防災マップの作成は有効であると考えておりますが、地域に対して防災マップづくりの作成の方法と、実際にどのように説明を行っているかを情報収集していく必要があると考えております。また、地域で作成する防災マップと町で作成を行っている要援護者マップに含まれている要援護者情報との連携についてどのように図っているのか、先進地市町村の運用方法についても調査・研究を行う必要があると考えております。

○議長（嶋田善行君） 11番、飯高議員。

○11番（飯高昭二君） この佐用町のマップを先ほども言いましたけども、やはり住民みずからが作成されているという特徴があります。そのことによって、地域住民の防災意識を高めるということで有効であるかなと思います。また、一方ではやはり地域の人たちとのきずな、また自助の認識を深めて、より充実したその地域防災の取り組みがされているということで、要となるかなとは思いますが。そういったことは今回の視察で強く感じました。

また、今回の視察の中で職員の方も視察に同行し、報告を聞かれているということから、今後、その防災計画の見直し、その中に進める中でやはりこういった施策をどのような形で取り組んでいくのかということで、積極的に進めていただきたいと要望しておきます。

次に、東日本大震災の教訓といたしまして、災害時の発信の確保が重要なテーマとなっているのですが、この3点目の災害時ホームページ代理掲載ということで、これは災害により役場が仮に甚大な被害を受けた際に、ホームページの更新用サーバーも使用不能になる可能性もあります。そうした非常時に住民への情報発信手段が絶たれることを防ぐ手段として、災害時に遠隔地の自治体にホームページを代理してもらうという仕組みでございます。

実際に、ことしの3月11日の際に甚大な被害を被った岩手県また宮城県また福島県の各市町村のウェブサイトは発災直後からサーバー、また通信機能・機器、また通信回線の破損などアクセス急増などの影響で、閲覧できない状態は続きました。そのような状況の中で、被災地のひとつである宮城県大崎市です。これが平成12年に姉妹都市の提携を結んだ北海道の当別町との連携協力によって震災当時から当別町のウェブサイトで大崎市災害情報としてのページを開設してもらい、被害の状況、避難所の情報、ライフラインに関する情報を途絶えることなく毎日発信し続けることができたということを聞いております。

そこで、提案なんですけども、当町も大阪府の太子町また兵庫県の太子町、飯島町との友

好都市もごございます。今後、災害時ホームページ代理掲載が有効ではないかと考えますが、町の見解をお伺いいたします。

○議長（嶋田善行君） 西本総務部長。

○総務部長（西本喜一君） 災害時ホームページの代理掲載についてであります。当町におきましては緊急時において災害時ホームページ代理掲載についての情報発信に関する災害協定は現在、締結をしておりません。しかしながら、町のホームページにつきましては、パスワードの保護がかかっておりますが、インターネットにつながる端末から当町のホームページに情報を掲載していくことが可能となっております。ただし、そのインターネットにつながる端末も近くに確保できないということも想定をされます中で、被害のない地域から代理で情報を入力をしていただける協力関係の構築も有効であると思われまます。操作方法やパスワードの管理方法などの課題もありますが、今後、友好都市を締結している市町村などとも協議をしていきたいと考えております。

○議長（嶋田善行君） 11番、飯高議員。

○11番（飯高昭二君） 今回、災害時ホームページ代理掲載について、過去の震災における教訓からこのような取り組みをされ有効であるということ実態があります。この代理記載は、双方の自治体との協力・合意が前提であります。あと操作方法やパスワードの今、言われましたように管理の課題がクリアが必要であるかなとは考えます。先進地の取り組みなど、先進的な取り組みとして早期に検討していただきたいと要望しておきます。

それで、参考にこのホームページ代理記載に対する費用ですか、どの程度かかるのかお伺いをしたいと思います。

○議長（嶋田善行君） 西本総務部長。

○総務部長（西本喜一君） 災害時ホームページ代理掲載にかかる費用負担につきましては、通常、町のホームページのサーバーの使用料は町が負担しておりますが、先ほど申しあげましたとおり、インターネットにつながる端末から当町のホームページに情報を掲載していくことが可能となっておりますため、災害時ホームページ代理掲載にかかる費用は発生しないと考えております。

○議長（嶋田善行君） 11番、飯高議員。

○11番（飯高昭二君） 代理掲載にかかる費用はかからないということで、あとはパスワードの関係かなと思います。今後は、早急にこういった有効の情報的手段として活用していただくよう、実施に向けてよろしくお伺いをいたします。

それでは、2番目の河川環境の整備についてでございますが、皆さんご承知のようにどこの地域においても河川環境についてが課題となっております。例えば、河川の底に汚泥やまた土砂などが堆積、さらに雑草が生え、地域周辺の環境を悪化させ、水質の汚濁につながっております。河川法によりますと、洪水や高潮等による災害の発生を防止し、河川が適正に利用され、流水の正常な機能を維持し、河川環境の整備と保全がされるようにこれを総合的に管理すべきである、公共の安全を保持することを目的とするということで明記されておりますが、しかしながら、地域における河川環境の保全をしていくためには、まずは地域の協力が必要ですが、すべて地域でできない部分もあり、限界があります。毎年、河川環境の保全を維持していくためには、今後、計画的な河川管理が必要との考えから、以上の要旨を踏まえまして、2点について質問をさせていただきます。

まず1点目の河川環境の状況でございますが、当町においては主に7つの河川があります。河川環境を悪化させている原因となっているのが、先ほど申しました土砂などの堆積によって雑草が生え、またごみなどの投棄により水質の汚濁を引き起こしているのが現状と思われまます。県河川において定期的に浚渫されているように思いますが、しかしながら最近の河川状況を見ますとそのようになっていないように見受けられます。現在の河川環境の状況についてお伺いをいたします。

○議長（嶋田善行君） 藤川都市建設部長。

○都市建設部長（藤川岳志君） ただいまご質問いただきました現在の河川環境の状況でございますが、斑鳩町にございます7つの河川があるんですけれども、まず大和川の水質についてでございますが、水環境改善対策につきまして、流域住民関係機関等の連携、協働した活動が繰り広げられてまいりました。その結果、平成22年の速報値ではBODが環境基準の5mg/lに対しまして、平均2.8mg/lと減少いたしておりまして、全国の一級水系のワースト3を脱却したところでございます。また、国によりまして年に2回の堤防の草刈りや高水敷内に繁茂しております樹木の伐採にも取り組んでいただいております。

次に県の管理河川でございます竜田川につきましては、下流域では自然環境に配慮した改修も行われておりまして、多くは県立竜田公園に指定され、日常的に維持管理に努められているところでございます。

続きまして富雄川、三代川につきましては、市街地の一部区間では水害予防を兼ねて毎年浚渫工事が行われておりますが、全体的な浚渫工事はやはり定期的には行われていないのが現状でございます。さらにイツボ川や服部川、秋葉川につきましては、堆積した土砂につい

て河川管理基準を全体的には超えていないということもございまして、定期的な浚渫工事は実施されていないという状況でございます。秋葉川や服部川におきましては、法面に繁茂いたします草につきまして年に1回の堤防等の草刈りが行われていると、こういった状況が現在の国や県により管理をされております河川の状況でございます。

○議長（嶋田善行君） 11番、飯高議員。

○11番（飯高昭二君） 今、報告によりますと、毎年浚渫が行われている地域もあつたり、そうでなかったりします。基本的には河川というのが雨が降ったときにそれを集水して下流へ流すという機能を持ち合わせたものでございますが、それに対しては優先的にされているというのがわかるわけなんですけども。やはり一方では、やはり環境を害しているという現状もございまして。先ほど答弁にありましたように、定期的に行っているところとそうでないところがあるということでございまして、そうでないところというのはどういう関係でそのようになっているのか、その考え方についてお伺いしたいと思います。

○議長（嶋田善行君） 藤川都市建設部長。

○都市建設部長（藤川岳志君） 河川の浚渫が定期的に行われていない、いうこの考え方ですが、河川の浚渫につきましては河川管理基準というものが定められておりまして、河川断面の20%を超える土砂が堆積した場合は、計画的に土砂の浚渫をすることとなっており、町内の県の管理河川のほとんどにおきまして、この土砂の堆積については河川断面の20%を超える所はないというふうなことで聞いております。このように河川管理基準に基づき管理をされているというところもございまして、定期的に浚渫されていないものでございまして。しかしながら、部分的には土砂が堆積したり、底に草が繁茂しているという所もございまして、環境面の問題もあるという声も聞かれておりますことから、今年度におきましてはこれまで県と調整を行ってまいりましたところ、一部の河川で土砂浚渫工事を実施される予定であると聞いています。

○議長（嶋田善行君） 11番、飯高議員。

○11番（飯高昭二君） 河川管理基準に基づいて浚渫されているということです。一部市街地においては先ほど申しましたように、やはり河川の悪臭、汚泥等の悪化も周辺住民から聞かれております。

そこで、2点目の河川環境の整備と保全についてであります。県においては河川の浚渫など実施させていただいていますが、今後、住民の方が町に要望される前に、そういった計画的に河川の維持管理、定期的な浚渫などによる対策が必要と考えますので、この点につい

ていかがでしょうか。

○議長（嶋田善行君） 藤川都市建設部長。

○都市建設部長（藤川岳志君） 先ほど答弁をさせていただきました中で、環境面に配慮をされた中で県とも調整をして、一部実施をされる予定という答弁をさせていただいたところですけれども、この県の管理、県の管理河川につきましてはやはり県で実施をしていただくという必要がございます。このことなどにおきましてはやはり県で実施をしていただくという必要がございます。このことなどにおきまして、今後も基準に基づいて適正に管理がされていくと思われすけれども、良好な河川環境を維持していくためにやはり定期的な浚渫を行っていただけるように管理者である県とも十分調整し、要望もしてまいりたいと考えております。

○議長（嶋田善行君） 11番、飯高議員。

○11番（飯高昭二君） 県河川ですので、なかなか要望するしかないという現状はよくわかります。しかしながら、やっぱりそういう、そういった河川があるということは目に見えてそういった河川の悪化がされているというのも、目に見えてわかるわけでありますので、またそういった場合には、町としては、河川の状況がまずはどうなっているのかということ把握していただいて、またそれからその環境に対する悪化等を具体的に県に要望していただいて実施していただく、また、計画的に実施していただくことを強く要望していただきたいと思っております。これについてはこれで終わります。

次に3点目でございますが、町営住宅ストック計画の見直しと住宅供給の改善について。今般の住宅供給の事情については、住宅を取り巻く環境情勢が年々変化する中、年齢やまた世帯構成、所得階層に偏りが見られ、また近年の急速に進展している少子高齢化など、多くの課題があります。例えば、建物の老朽化、居住水準の格差、入居家族の変化や住宅申し込み倍率など、今後、見直し、改善していかなければならない状況があります。これまでの当町の町営住宅ストック総合活用計画の推移を見ますと、昭和28年度に町営住宅の供給が始まり、その間、住宅管理を進められる中、老朽化が進み、団地の住環境改善やまた整理統合などされ、町営住宅も総合的なストック活用に長期的な視点を加えて平成13年度から10年間ストック計画を進められてまいりました。今後、町営住宅の供給が住宅に困窮する方々の居住の安定を果たすとともに、また住環境の質や耐震などの安全性の確保など、町内、将来の住宅供給のあり方について検討していく必要があります。当町の第4次斑鳩町総合計画の住宅生活環境には町営住宅の整備や耐震性能の確保など、住宅を中心とした活用また既

存民間住宅の借り上げによる町営住宅の供給などについてすすめられようとしています。

以上の要旨を踏まえまして、3点についてお伺いをいたします。

まず1点目の町営住宅の募集及び申し込みの状況についてお伺いをいたします。

○議長（嶋田善行君） 藤川都市建設部長。

○都市建設部長（藤川岳志君） 近年の町営住宅の入居申し込みの状況でございますが、今年度につきましては公開抽選を10月27日に実施をいたしております。まず、追手団地では募集1戸に対しまして2名の申し込みがございました。抽選倍率といたしまして2倍ということでございます。次に長田団地B棟では、募集戸数が1戸に対しまして3名ご応募していただきまして、3倍という状況になってございました。

なお、過去5年の入居者の抽選倍率といたしまして、まず平成19年度は19年4月と20年1月の2回募集を行っております。4月につきましては、募集戸数3戸に対しまして15名の申し込みがございました。抽選倍率は5倍でございます。また、20年1月につきましては、募集戸数3戸に対しまして6名の申し込みがございました。抽選倍率は2倍でございます。平成20年度は21年1月に募集を行っておりまして、募集戸数4戸に対しまして18名の申し込みがございました。抽選倍率としては4.5倍となっております。平成21年度は募集を行っておりません。平成22年度でございますが、8月に募集を行っておりまして、募集戸数6戸に対しまして15名の申し込みがございました。抽選倍率としては2.5倍となっております。募集のたびに倍率に変動がややあるもののこの5年間では平均に大体約3.3倍程度となっている状況でございます。

○議長（嶋田善行君） 11番、飯高議員。

○11番（飯高昭二君） 過去からの経緯を見ますと、やはり今までこれについて2回ほど一般質問をさせていただきまして、その間の経緯を報告していただいておりますけれども、それから見ますと少しずつ倍率が減っているかなという状況がございまして、しかしながら依然として住宅供給を求められている方がいるという現実がございまして。

そこで2点目の町営住宅ストック計画の見直しについて、今後どのように進められていくのかお伺いしたいと思います。

○議長（嶋田善行君） 藤川都市建設部長。

○都市建設部長（藤川岳志君） 町営住宅のストック計画の今後につきましてでございますが、長期的な視点に立った総合的なストック活用を行うことを目的として、この町営住宅ストック計画は平成13年度から22年度までの10年間の計画として策定をされております。本

計画におけます住宅管理戸数は当初、平成22年度までに150戸を供給する計画となっておりましたが、社会情勢や住宅需要の変化や財政的な問題等によりまして、現在の町営住宅管理戸数としては109戸となっております。一方、住宅需要につきましてはストック計画が策定された当初の平成9年から平成12年度の4年間の平均では10倍程度の抽選倍率となっておりますが、最近の5年間では先ほど申しました平均約3.3倍程度に減少してきております。抽選倍率だけを見れば、昨今の応募者数が減少してきたことにより結果的にはストック計画策定時の目標戸数の試算基準と考えておりました倍率約3倍程度に近づいているのが現状でございます。このような状況にあるため、今後は予防、保全的な維持管理を図ることで、町営住宅の長寿命化を図ることとして、引いては管理コストの縮減につなげていくことを目的として、平成24年度に公営住宅長寿命化計画を策定していくことにしております。その中で住宅供給量についても見直しを行う予定でございます。

○議長（嶋田善行君） 11番、飯高議員。

○11番（飯高昭二君） 今後の計画を策定する中で、いろいろと考えていかなければならないというのがございますけども、特に問題にされるのがやっぱり住宅供給量であると思っております。そのなかで、今後、住宅供給の確保をどのようにしていくのかということがこれからの焦点になる中で、そこで次の3点目の今後の住宅供給の改善についてであります。これにつきましては平成19年6月の一般質問で、今後の住宅の供給のあり方について質問をした際に、町の回答は民間賃貸住宅の借り上げ、また買い取りといった供給方式を視野に入れて検討するというところで回答されております。今回、計画を策定の中、この見直しに当たりどのように考えられていくのかお伺いをしたいと思います。

○議長（嶋田善行君） 藤川都市建設部長。

○都市建設部長（藤川岳志君） 今後、策定いたします公営住宅長寿命化計画の中で、目標供給戸数につきましてはの見直しも行う予定をしております。新規の住宅建設が難しい状況の中で住宅供給につきましては、質問者がおっしゃいました民間住宅の借り上げ方式なども含めて検討をしていくこととなります。民間住宅の借り上げにつきましては、直接建設に比べまして多額の初期投資を必要とせず、効率的な公営住宅の供給が可能となるなどの利点もございますが、公営住宅の整備基準にあった建物でなければならないことによります適合した住宅の選定が非常に難しくなると。また、あるいは、借り上げ期間終了後の入居者対応等の課題もございまして、奈良県内では現在のところ実績がないというところでございます。

今後、検討していく中では十分慎重に検討してまいりたいと考えております。

○議長（嶋田善行君） 11番、飯高議員。

○11番（飯高昭二君） 今後、これにつきましては、いろいろと私ども勉強いたしまして、今後、議論となっていくとは思いますが。今の中で、今後、町営住宅の長寿命計画ということで、これについてはまたいろいろ後で出てくると思いますが、まず、基本的な考え方、それについてお答えをお伺いしたいなと思えます。

○議長（嶋田善行君） 藤川都市建設部長。

○都市建設部長（藤川岳志君） 公営住宅長寿命化計画の基本的な考え方でございますが、長寿命化に関する基本方針、長寿命化を図るべき公営住宅、長寿命化のための維持管理計画などについて定めまして、それに基づいた計画的な予防的維持管理を実施していくこととございます。

なお、今回の公営住宅長寿命化計画につきましては、平成13年3月に策定いたしました斑鳩町営住宅ストック総合活用計画が目標の10年を迎えることとなりますことから、このストック総合活用計画の内容を充実させ、公営住宅長寿命化計画に盛り込むことにより、斑鳩町住宅ストック総合活用計画を引き継いだ計画として策定をしていきたいというふうに考えてございます。

○議長（嶋田善行君） 11番、飯高議員。

○11番（飯高昭二君） また、詳しい内容については今後報告していただくとして、また先ほどやはり民間住宅借り上げの際の公営住宅整備基準ですか、これが今後、民間住宅借り上げ等していくための基準ということであるとということで考えておりますが、この基準ということについてちょっとお伺いをしたいと思えます。

○議長（嶋田善行君） 藤川都市建設部長。

○都市建設部長（藤川岳志君） 今、ご質問者がおっしゃっていただきました公営住宅の整備基準でございますけれども、公営住宅法に基づき公営住宅の整備は国土交通大臣が定める整備基準に適合するように行うものとされております。国土交通省令として公営住宅等の整備基準が定められております。基準は、公営住宅が公共の住宅ストックとしてふさわしい品質と性能を確保するための技術基準として定められておまして、宅地の造成、住棟の配置及び共同施設の配置などにかかる団地の基準並びに住宅の構造、設備等にかかる住宅の基準等が定められています。また、浴室出入り口の段差の解消や階段などへの手すりの設置などの高齢者に配慮した仕様設備にかかる基準も盛り込まれています。以上でございます。

○議長（嶋田善行君） 11番、飯高議員。

○11番（飯高昭二君） 当然、この基準を順守しながら今後、そういった民間を確保をしていくということで、ちょっと聞いてみますと限られた枠の中で確保していかなきゃならないかなと思いますが、基準が厳しいのかなとは思いますが。しかしながら、今後、先ほど言いましたように住宅に困窮する方が現在おられるという中におきまして、これもクリアしていく、また選定にあたってはいろいろと難しい面もありますけども、その辺はまた勉強していただいて進めていただくよう、強く要望しておきたいと思えます。

最後の4番目の質問ですが、疾病予防・健康増進及び各種予防接種ワクチンの状況についてであります。この疾病予防・健康増進という視点からは、やはり予防という課題は地域に身近な自治体としての役割が極めて重要であると私は考えております。年々、その果たすべき責務が増しております。さらに住民の健康維持と増進という視点からも重要であり、また医療の抑制が結果として財政的効果に大きく影響を及ぼします。また、予防も健康づくりも医療・保健・福祉・そして介護、さらには教育まで含めた連携、つまり自治体総体としての取り組みが今、求められております。自分の健康は自分で責任を持つという健康意識を持ってもらう意識改革が必要ですが、そのための正確でわかりやすい情報の提供などが必要です。当町においては住民の皆さんが健康維持のため、生活習慣病や検診、保健指導などを実施されておりますが、その改善の効果の状況と評価、またその結果として保険医療の抑制などにどのようにつながっているのか。また今般、予防接種ワクチンの重要性が認識される中、女性の命と子どもの健康を守るための子宮頸がんワクチンをはじめ、小児用肺炎球菌ワクチン、またヒブワクチンや高齢者の肺炎を予防する肺炎球菌の予防ワクチン接種費用の全額または一部助成をされておりますが、その状況についての取り組みについて、2点についてお伺いをしたいと思います。

まず1点目の特定健診・特定保健指導の実施状況についてであります。これにつきましては個人の健康づくりの意識を高め、平成20年度から実施され、本年で4年目ですが経過をしていることから、その取り組みの状況の結果についてお伺いをしたいと思います。

○議長（嶋田善行君） 乾住民生活部長。

○住民生活部長（乾 善亮君） 質問者もただいまおっしゃいましたように、平成20年度から内臓脂肪型肥満に着目をいたしましてメタボリックシンドロームの該当者とその予備軍を発見するための特定健康診査を実施してございまして、検診結果によりまして内臓脂肪型肥満にかかる保健指導の必要性に応じて、動機づけ支援または積極的支援の階層に区分いたしまして特定保健指導を行うこととなっております。この特定健康診査の当町の実施状況でござ

いますけれども、初年度の平成20年度の受診率は32.1%、平成21年度では27.8%、平成22年度では29.4%となっております。本年で開始から4年目でございますけれどもほぼ横ばいの実施状況となっております。奈良県の平均につきましては、平成22年度の受診率が24.0%でございますので、当町は平均以上であるものの、実施計画で平成24年度に受診率を65%に持っていくという目標を掲げておりますけど、この目標には及ばないという状況となっております。

また、特定保健指導につきましては、ご本人からの連絡を受けまして希望の保健指導日を調整をさせていただいておりますが、連絡がない場合には保健センターから直接電話連絡を行って保健指導を受けていただくようご案内をさせていただいております。この特定保健指導の実施状況でございますけれども、平成20年度は対象者が229名のうち指導の完了者が13名でございましたので、率にいたしますと5.7%でございました。平成21年度は対象者が189名で指導終了者が11名で、率にいたしますと5.8%。それから平成22年度は対象者が191名で指導終了者が12名でございましたので、6.3%という率でございました。今年度につきましては、11月末現在で対象者が69名に対しまして、初回面接指導者が4名でございましたので、率にして5.8%ということになっております。

以上です。

○議長（嶋田善行君） 11番、飯高議員。

○11番（飯高昭二君） ただいまの答弁では、やはり健康診査・保健指導における受診率、かなり低調な値を示しているということで、目標が65%ということできついかないと思います。しかしながら、住民さんの健康の向上を図るための施策ですので、やっていかなければならないということで。今、低調ながらいろいろと聞かせていただくと細やかな点に配慮されて進んでいただいているという現状は本当にありがたく思います。今後、これを進めていく上においてどのような手を打っていかれるのか、その対応について伺いたいと思います。

○議長（嶋田善行君） 乾住民生活部長。

○住民生活部長（乾 善亮君） 先ほど答弁させていただきましたように、特定健康診査の受診率は実施計画の目標値を大きく下回っているということでございます。この受診率の低さは当町だけの問題ではございません。他の市町村におきましても受診率の向上というのは大きな課題となっているということでございます。そういったことから、平成22年度の法定の報告におけます特定健康診査の受診について分析をしてみますと、男性の受診率が26.3%と、女性に比べまして5.7ポイント低くなっており、特に40歳代の男性の受診率が

低いということで、45歳から49歳までの男性では5.4%となっている状況でございます。かねてから指摘されていたことではございますけれども、いわゆる壮年期の男性に対する受診勧奨を行って受診率の向上に努めていかなければならないというふうに考えております。また、健康に対する本人の自覚を促すということが受診率の向上につながるということから、当町におきましても引き続き広報紙やあらゆる機会を通じて情報を発信することで「自分の健康は自分で守る」という意識を高め、受診率の向上につなげてまいりたいというふうに考えております。

また、この点につきましては、奈良県としても取り組むべき課題ということで、市町村国保、保険者によります共同保険事業等検討会というものを設けて共同して行う保険事業に関する広報、あるいはイベントの実施、会議の開催、資料の作成など、保険事業の啓発事業の推進も図っておられます。平成23年度の県全体の取り組みとしては、奈良交通バスの車体側面等への広告、ラジオのCM広告、あるいは近鉄電車の主要駅の壁面への広告、のぼりの作成というふうな啓発事業を行っております。

また、特定保健指導につきましては、本人からの保健指導の申し込みをされる方が少ないということから、保健センターでは指導の必要な方に対しては指導を受けていただけるように電話による指導勧奨も行っておりますが、「忙しくて行けない」でありますとか、「特に必要がないと感じている」とか、また、「現在、日常生活には気をつけているので、今は保健指導を受けない」といったような方が多く、特定保健指導につながっていないという状況でございます。また、初回指導を受けても指導を中断して最後まで来られないということもありまして、指導率が伸びない要因等となっております。そうしましたことから、特定健診を受けられた後のフォローとして健診後のデータから見た自分自身の健康状態を正しく理解してもらい、生活習慣の改善の必要性を促すために今後も引き続き電話などによる勧奨を行うとともに保健指導を受けやすい体制づくりとして時間帯などの検討を行うなど、保健指導の指導率の向上にも努めてまいりたいというふうに考えております。

○議長（嶋田善行君） 11番、飯高議員。

○11番（飯高昭二君） まず、受診率が低調になっていることに対しましてのいろいろな取り組みをされているということで、いろんな状況がございますが、やはり地道に取り組んでいくということは、ひとつ大事なかなと思います。特に、今、報告にありましたように男性の受診率が低いということで、いろいろと仕事の面等々でございますので、こういった男性の方たちがやっぱり受けやすいとかそういった配慮も必要になってくるのかな、ひとつの

大きな課題ですが。今後、そういった課題も含めまして、受診率の向上に努めていただきたいと思います。

次に、最後になりますが2点目の各種予防ワクチンの状況についてであります。これにつきましては以前からいろいろと質問をさせていただきまして、子ども・女性の健康、また高齢者の命を守る施策として当町は先進的に実施されているところでございますが、今回、多くの方が受診されているとは思いますが、その予防の効果が期待されるわけです。その接種状況について参考に聞かせていただきたいと思います。

○議長（嶋田善行君） 乾住民生活部長。

○住民生活部長（乾 善亮君） 今年度の各予防接種ワクチンの接種状況についてでございますが、今年、本年10月末現在の数値でございますが、小児用肺炎球菌ワクチンは延べ540人。それからヒブワクチンは延べ423人。それから子宮頸がん予防ワクチンは延べ560人の方が接種をされておられます。子どもの健康を考えるという上で、早い時期からの接種意識も高まってきておりますので、接種者はふえているという状況でございます。また、高齢者肺炎球菌ワクチンの接種につきましては、これも10月末現在の接種でございますけれども、接種者は64人で接種率は1.2%となっております。前年度におきましても冬場に接種者がふえているということから、今後はまた接種者がふえてくるのではないかとこのように考えております。

○議長（嶋田善行君） 11番、飯高議員。

○11番（飯高昭二君） 以前に比べるとだんだんふえてきてる、意識が高まりつつ、多くの方が受けていただいているかなと思います。それと、最後に言われました高齢者の肺炎球菌ワクチンの助成について、うちは一部負担ということで大体全体の半額3,000円を負担されております。これは2年前から実施されているわけですが、このときには奈良県内におきまして2市1町ということで実施されていたということで。今現在において助成状況、何市何町になっているかということでちょっとお尋ねをします。

○議長（嶋田善行君） 乾住民生活部長。

○住民生活部長（乾 善亮君） 高齢者肺炎球菌ワクチンの現在の状況ということでございます。当町を含めまして、今現在、10市町村で実施をされております。助成額につきましては2,000円から4,000円というふうになっております。また、対象者におきましては2市3町は、当町を含めまして2市3町は70歳以上、それから1市4村は65歳以上というふうになっておる状況でございます。

○議長（嶋田善行君） 11番、飯高議員。

○11番（飯高昭二君） 当初は3市、3つの団体であったわけですけど、10市町村が実施されていることで、対象者、その補助についてはちょっとばらつきがあるかなと思います。このときにすごく当時やはり70歳というよりも65歳の方に接種をお願いしておったわけですけど、いろいろそういった状況も背景もある中で、町としては70歳からということでした。しかしながら、これからこういった市町村がふえてくることによりまして、やはり地域の高齢者の方のやっぱり肺炎で亡くなる方が多くございます。そういったこともよく聞いております。やはり早期にそれを対策を講じる意味においても、やはり70歳よりも65歳、また助成金に対しましても、やはり3,000円ということになっておりますけれども、この金額についても先ほどの4,000円とかございましたけれども、やはり年金の中で暮らされている方のことを思いますと、やはり今後そういったことも踏まえまして検討していただきたいことを要望をいたしまして、私の一般質問とさせていただきます。

ご清聴ありがとうございました。

○議長（嶋田善行君） 以上で、11番、飯高議員の一般質問は終わりました。

続いて、14番、木澤議員の一般質問をお受けいたします。14番、木澤議員。

○14番（木澤正男君） そうしましたら、通告に基づきまして私の一般質問をさせていただきますと思います。

1点目は30人学級の拡大についてということで挙げさせていただきました。今、全国的に少人数学級制というのが広がってきておりまして、その取り組みも県や市町村が独自で取り組んでいるということが非常に注目されていますが、この斑鳩町でも一昨年度から小学校の1年生で、さらに昨年度からは小学校の1、2、3年生、中学校の1年生で30人学級を実施されてきています。この間、こうした取り組みが広まる中で、保護者の皆さんからは30人学級になってクラスの雰囲気が変わり本当に喜んでいる。ぜひ、小・中学校、残りすべての学年でも実施をしてほしいという声が寄せられています。また、学校の先生からも30人学級になって子どもたちによく目が行き届くようになったので、これもやっぱり非常によいと、広げてほしいという声が寄せられています。こうした保護者だけでなく教員などからも高い評価を得ている30人学級について、実施主体である町のほうはどのような評価をされているのか。また、今後、その30人学級について私のほうとしてはぜひ小・中学校全学年、全クラスで実施をしていっていただきたいというふうに考えてますが、町のほうはどのように考えておられるのかお尋ねをしたいと思います。

○議長（嶋田善行君） 清水教育長。

○教育長（清水建也君） 今現在、斑鳩町のほうとして、町単独で町独自の事業といたしまして導入しております30人学級、今現在は小学校第1学年から第3学年、中学校では第1学年、これにつきまして今後も町単独で拡大していくことは考えているのかというご質問でございます。今、ご紹介もいただきましたように、この30人学級という少人数学級を編成することによりまして、児童生徒一人ひとりに対しまして眼が行き届くことから丁寧な指導ができること。また、落ちついた雰囲気の中でじっくりと学習に取り組むことができるという評価を、今もご紹介いただきましたように、保護者の方々あるいは学校現場の先生方からも評価をいただいているところでございます。このように30人学級編制につきましては確かに効果はあるというふうに考えているところでございます。しかしその一方で、平成23年度の予算ベースでまず言わせていただきたいと思いますけれども、この30人学級に対応するためにはやはり教員・講師を入れていく必要があるということで、この平成23年度予算のベースで5人を採用をすることといたしまして、その経費としては約1,500万円計上をさせていただいております。このように大きな財源を費やしているということでございます。このような中で、今後も町単独で30人学級の対象学年をふやしていくということになりますと、今申しあげました以上の予算が当然でございますけれども必要となってくることだけではございませんで、今現在、町費の講師を入れることによって学級担任についてはすべて県費の教職員でしていただいている状況でございますけれども、だんだん、だんだん、こうやってクラスをふやしていくことによって、そうした状況にも限界がきまして、町費の講師がその学級担任を受け持つ必要が当然のことながら出てくるという状況でございます。そうなりますと、現行の町費の講師の処遇面についても当然考慮していく必要もあるだろうということも考えてございます。それと、教室の数についてもやはり検討していく材料になってくるということでございますので、これらの課題に対しまして解決策を見い出す中で検討してまいりたいというふうに考えております。

○議長（嶋田善行君） 14番、木澤議員。

○14番（木澤正男君） いろいろ諸課題がある中で、検討するというふうにお答えをいただきましたが、それは教育長、前向きに検討をしていただけるということで受けとめてよろしいのでしょうか。

○議長（嶋田善行君） 清水教育長。

○教育長（清水建也君） そのことについて検討をさせていただく。私どもにとりまして、

先ほども私自身申しあげましたように学校現場、あるいは保護者の方々から効果があるという事で聞かせていただいている中で、やはりそうした検討を進めてまいりたいというふうに考えております。

○議長（嶋田善行君） 14番、木澤議員。

○14番（木澤正男君） 町のほうも評価をして、効果についても認めておられるということですので、ぜひ前向きにすぐに全学年できるのかどうかという問題はあるかとは思いますが、1歩でも2歩でも前進をしていただきたいというのと、今、国のほうが予算要望されている時期でありまして、文科省のほうが来年度については小学校2年生までクラス35人学級ということですが、拡大をするということで予算要望されています。斑鳩町のほうで来年度の学級編制、人数がどうなるのかなということでもちょっとお聞きをしましたところ、斑鳩小学校のほうで2年生だと107人になるという見込みだということをお聞きしてるんですが、そうすると35人学級編制というと1クラスふえて国の予算が通れば、国の予算によって県から先生が派遣されてくるのではないかなということも、まだこれは予算確定してないとわかりませんが、来年度、実態がどうなるかという面はこれからまだ確定していない部分もありますが、そうしたことも見越す中で斑鳩町として来年度にぜひ今以上の30人学級の拡大について実現をしていただきますように、これは強く要望をしておきたいと思っております。

そうしましたら、2点目の質問に移らせていただきます。2点目については、観光の振興についてということで挙げさせていただきました。この間に観光ボランティアの会の皆さんから提出された陳情の審議を行う中で、種々議論を行ってききましたが、どうも町にとっての態度や姿勢について納得がいかない、また総合的に見て、これでは斑鳩町の観光振興の観点から見てもマイナスになっているのではないかというふうに感じています。また、9月議会の内容を報道記事として発行している、私たちが発行しています斑鳩民報をごらんいただいた町民の皆さんから、無償で町の観光振興のために頑張っているボランティアガイドの人から逆にお金を取るというのは、町の姿勢として間違っているのではないかという声もいくつか寄せられました。このように町民の皆さんからもこの問題については特に町長のとっている態度に不満の声が上がっています。

そうしたことから、今回こうして一般質問で取り上げさせていただき、今後の運営の中で改善をしていただきたいというふうに考えています。この間、町はiセンターや町営駐車場を利用する人などとの公平性の観点から、観光ボランティアだけ特別扱いするわけにはいかないというような主張をされてきているかと思いますが、そもそも観光ボランティア

の皆さんは自分のためにiセンターを利用しに来るとか、駐車場を利用しに来ているのではなく、世界文化遺産がある斑鳩町を知ってもらうために、広く知ってもらうために、自主的に、また町の観光協会から要請を受けてガイドの仕事をしに来られています。そして現在は、一切ガイド料はいただいておらず、文字どおりの無償でされています。そういったこと言いますと、駐車場を利用するという意味合いが全く異なっているというふうに思います。これに対して公平に料金を徴収しなければいけないという枠にはめ込もうとする考え方自体がナンセンスではないでしょうか。私は、ボランティアガイドの皆さんから不満の声が出て当然だと思いますし、町民の皆さんからおかしいと声上がるのも必然的なものだと思います。

もう1点、経営的な観点から考えましても、ボランティアガイドの皆さんに頑張っていたら観光客がふえれば、町営駐車場の利用も今後よりふえるのではないのでしょうか。この間の議論の中でも、ボランティアガイドの皆さんが観光の発展に貢献をいただいている、このことは町の観光協会に申し込まれるガイド要請の件数が毎年ふえていることや、たくさんの感謝状が観光協会の事務局に届く、こういったことで証明をされていると思います。この間、ピーク時から減り続けてきた観光客が今また増加に向かっている、こういった状況を見ますと行政の側でもいろいろな努力をされてきていますが、やはり観光ボランティアガイドの皆さんの献身的な活動があつてこそではないかというふうに思います。どうもこの間の建設水道常任委員会の町長の発言を聞いていますと、観光案内の際にこんな問題があつたということでお寺のほうから苦情があつたということや、町営駐車場に車をとめてそのまま電車で奈良に行ってしまった人がいるらしいと、一部のそういう面をとらえて、あたかもボランティアガイド全体が悪いかのようなとらえ方をされているのではないかなと感じています。実際にそういう事実があつたのかについては私は確認できませんでしたが、しかし会員の皆さんに話をお聞きすると、そうした苦情、さらにはいろいろな問題の指摘をいただいた際には過ちを繰り返さないように会の中でも徹底をされ、改善をしながら活動をされているようです。その点では、町長のボランティアガイドの会の皆さんに対する認識を改めていただく必要があるのではないかと。このように2つの観点から、ボランティアガイドの会の要望にこたえ、町が会の活動を支援することは、斑鳩町の観光の発展にもつながり、町民の皆さんもそのことを望んでいるという点と、現実これまで町に貢献してきている会の皆さんの活動に対し、もっと会全体の活動を正當に評価し、会と町とが同じ方向を向いて町の観光発展につなげていただけるようにしていただきたいと思います。

ただ残念ながら、9月議会でボランティアガイドの会から提出をされました陳情につ

いては、最終的に否決となりました。しかし、多くの議員の皆さんからも町から出ている補助金等の運用などで、こうも改善の措置が取れないのか、観光協会の会長でもある町長に対して意見が出されていました。当初、町から出ている補助金の実態がどうなっているのか、不明な点もあったので、実際に昨年度、2010年度の数字を調べてみましたところ、観光ボランティア運営事業として30万5,000円が予算として生まれ、講師謝金や消耗品費、また保険料など、そうした支出の合計は13万2,058円となっています。そして、17万2,942円が残金として町に返却されていました。こうした状況から見ると、わざわざ町営駐車場の要綱を変更しなくても、町長の判断で来年度からでも会の要望にこたえることはできないのか、できるのではないかというふうに考えますし、また多くの町民や議員の皆さんもそれを望んでいるのではないかというふうに考えますが、町の見解をお尋ねしたいと思います。

○議長（嶋田善行君） 小城町長。

○町長（小城利重君） 今、木澤議員がおっしゃっていただくように、この観光ボランティアというのも、実は私はこの観光ボランティア登録ということを最初にさせていただいたんです。これは何かと言いますと、斑鳩町の法隆寺等には外国人が来られるというところから、斑鳩の中学校で外国人招致事業をいたしました。その先生のあいてる時間、夜に、皆さん方が自主的に英語を勉強して、そういう方々がそのことを経験してきたよということから、そしてたらあいさつ事業ということで最初は出発したんです。局長は、そのときにまたとかいうことで、奈良市で観光ボランティアとかありますから、観光ボランティアの登録をしてはどうかと。だから、登録でございますから、何も観光ボランティアを結局、登録で必ず観光協会には登録者の名簿が必ずあるんです。毎年、これやるんですよ。だから、木澤議員おっしゃるように観光ボランティアとおっしゃるのが、結局皆さん方がそういう意味で登録されて来ているわけですから。何も、私は100円とか100円の問題じゃなしに、そのこともすべて私は回答してるわけです。だから、議員さんの中でも、何も別に法隆寺の駐車場でなかったも、その町の役場の前のあいている所でも使ったらええやないかということも申しあげてるわけです。だから、議会のほうは会議のときにもそういうご発言もございましたし、私も何もかたくなにそのことを100円取るとか取らんとかの問題というよりも、皆さん方からそういうご意見が出るんです。以前にもあのiセンターを使われる多目的広場の会場等使用料がありますけども、それにあわせて100円はもらいますよということを申しあげてきたんです。だから、そういうことを踏まえた中で、町民の方々にもお客さんを法隆寺に案内し

ますよと言うて来られたらやっぱり500円、今年から500円になっていますけども、500円を払われて来られてるわけですから。やっぱりそこらのことも十分考えていなかったら。そりゃ無料が一番よろしい。ただでよろしい。しかし、やっぱりそういうことも踏まえた中で、私はやっぱり観光ボランティア、最近特に私はやっぱりボランティアという立場にはどうあるべきかということをやっぱり真剣に考えなかったら、何でもそういうものについてはこういう恩恵がありますよ、こういうことをやりますよということになってきて、最近ではNPOに皆発展していくんです。だから今、国とかあるいはそういうところで、NPOに対する減税面、税金を保護しよう、そういうことも出てます。奈良市でも現に出て否決はされてますけれども、そういうことも踏まえた中で十二分にこの問題については、何も私は観光協会の中の観光ボランティアというのは、やっぱりこの斑鳩町としても絶対的にやっぱりやっぺいこうということで先進地なんです、10周年になったんです。この11月28日、臨時議会のその日に10周年をやっぺいおられるんです。そのときも皆さん方のご要請から、県下各地から集まってくるボランティアさんをやっぺいこの斑鳩文化財センターへは無料にしてるんです。藤ノ木古墳も拝見していただいているんです。そういう配慮も十分しながら我々としてもやっぺいしていますし、この補助金じゃなしに、だから観光ボランティアさんが研修とかそういうことをされるときには研修費用を去年は13万2,010円ですから、平成22年は13万何ぼを払うてるわけです。だから、そういう予算も組まさせていただいてやっぺいしますから。私はやっぱり、例え皆さん方、観光ボランティアの方々も会計的にやっぱり考えたら、個人的にも年間100円するとか毎月100円を積み立てるとかいう、やっぱり会費も集めて、やっぱりそういう努力もしながらやっぺいやっていかなかったら、今おっしゃっているような中で、いろんな事業仕分けとか皆さんされるけども、私はやっぱりいろんな角度から考えたら、やっぱり町としてのこの施策、そういうものについて、できるだけやっぺい皆さん方が喜んでいただける、そういう環境づくりをつくるのが我々でございますし、特にやっぺいそういう点についてはご理解をしながらやっぺいしておりますので、そういう点については非常に皆さん方の関係等についてはできるだけ見るところは見たい。そして私はできるだけ昼の時間にはiセンターにいるんです。そこで食事をしながら皆さん方が来られる、そしてまた事務所の関係の方々とお話しするわけです。だからそういうことも十分踏まえて、そこでお会いする人もあるし、朝からいて、一、龍田の人ですけども70何ぼの方が元気に「きょうも案内しました。寒かったですけど、よかった」ということも聞きます。だから、手紙もきてますことも見ます。そういうことも見ながら、やっぱりこの観光ボランテ

ィアをいかに、どうして皆さん方が健康でやっていただけるかということを我々としては考えるのが行政だと思っていますし、できるだけそういう点については協力をしながら、観光ボランティアの関係等についても配慮をしていきたいと思っております。

○議長（嶋田善行君） 14番、木澤議員。

○14番（木澤正男君） 町長、その登録を呼びかけたのは町だということ、それにがんばって健康面とかに配慮するというその配慮はわかるんですけども、ただ、やっぱり町の観光の発展のために仕事をしていただいていると、そういう認識を町長持っていたいただいているのかなというのがちょっと今聞いてて疑問に思ったんですが。で、その方たちが仕事をしやすいようにiセンターの駐車場を利用させてほしいと。以前は、やはり無料にしていたんですね。そこから一律このiセンターや駐車場を利用する人たちと同じように受益を受けるということを利用してお金を取られるようになりましたけども、そもそもその考え方自体が僕はおかしいと思うんです。で、ボランティアガイドの皆さんが思っているのも、なぜ我々をその一般のお客さんと同じように扱うのかと。そうじゃないんだと。町のためにやっぱり無償で仕事をしているということと、あとその駐車場がいっぱいときにはそこにはとめない、あいているときにとめられるならそれでいいというふうにおっしゃっているんですから、何も私はぶつかるところはないなというふうに思います。

それと、その観光ボランティアの皆さんに対するその町の見方として、今、私は疑問があるというふうにおっしゃいましたが。先日、子ども模擬議会があった際にも子ども議員から質問があって、都市建設部長が「斑鳩町は、iセンターや駅にボランティアガイドを配置してます」と、そういう言い方をおっしゃってたんですね。確かに登録を呼びかけたのは町ですけども、やはりそうして一定仕事をしていただいているという認識があるのではないかと。町のほうが何かボランティアガイドの皆さんをつこてるなというような、その言い方にそういう感じを受けたんですが、その点については町長、もう一度再度そのボランティアガイドの皆さんに対してどういう認識を持っているのか、お尋ねをしておきたいと思えます。

○議長（嶋田善行君） 小城町長。

○町長（小城利重君） 木澤議員さんはつこてるというよりも、やっぱり皆さん方は好きでやっぱりこういう観光ボランティアをしようとやっぱり登録をしてるわけですから。だからその趣旨をやっぱり考えなかったら、私はつこてるとかつこてないということと違うんですよ。やっぱり皆さん方は、法隆寺に来られる方々を私の勉強したやつで教えていこう、ボランテ

ィアしようというやっぱり皆さん方表れですよ。だから、明日香村の観光ボランティアなんか、森本晃司さんもおられますよ、あれ。立ってますよ。だから森本先生に聞いたら、「いや、私らは好きでやっていますよ」とおっしゃっていますよ。奈良市の観光ボランティアもそうです。だから木澤議員さんおっしゃるように、つこてるとかつこてないとか、私、現に行ってるわけですから、iセンターに。だから、そういう所で実態を見てるわけですから。だから、門前の業者とかいろんな関係の方々にも聞くわけですから。法隆寺のお寺の執事長とも会うわけですから。やっぱりそういうことをやっぱり木澤議員おっしゃるように、つこてるとかつこてないというのは、やっぱり観光ボランティアとして10年前に登録制度を私どもの所でやったんですから。そこで毎年やってるわけですから。そこで研修もしてるわけですから。だからそういうことを考えてやっていかなかったら、何もつこうてるかつこてない、観光客がふえたとかふえないとか、これもう必ず左右するんですよ。だから、インフルエンザがはやったらインフルエンザでいっぺんにあかんとか、あるいは地震が起こったら地震であかんとかありますよ、そら。去年なんてもう、平城遷都でもういっぱいでしたよ。それとやっぱり高速料金が1,000円とかいったら、やっぱり法隆寺インターをおりて、まず最初に来たとかいう方々がいっぱいおられましたよ。だからその実態も、私は5月のゴールデンウィークも見てるわけですから。どこのナンバープレートが来てるのか、いろんな所からやっぱりああいう駐車場の方に見てもらっていたんですから。そこらのことを十分検討しながら、やっぱり1,000円というものを切れたらやっぱり自動車は少なくなってます。それでも3連休がきますとやっぱりその真ん中の日ぐらいはかなり乗用車がふえてくるとか、そういう実態というのは十分あるわけですから。何も今、木澤議員がおっしゃっているように、その観光ボランティアさんを使用してる、使ってるというのは、私は何もそんなことはないです。行きゃ、必ず皆さん方にありがとうございますと申しあげてますよ。だから、そういう気持ちを持たなかったら、私はこれ続かないと思いますし。だから10周年、この10周年されたときには、11月28日には、皆さん方喜んで斑鳩へ来られて、恐らく小野議員も昼からコース回ってはりますよ。だから、そういうところもやっぱり実態を把握していかなかったら、私はやっぱり何もそういうことに、かたくなにそういうことじゃなしに、議員の皆さん方でも何も町長言うているように、この駐車場の前、役場の前でもつこうてくださいよと、何ぼでも、つこうてもらってええということも申しあげとるわけですから。それも回答してるんですから。そして、9月の議会でこういう形で議員さんのほうでやっぱり解釈をされてるわけですから。何も私が、町長がということに最終なるけれども、議員の皆さん

方もやっぱり真剣に考えていただいて、やっぱり町のあり方、そういうものをやっぱり検討を十分していただいた中でこういうふうになってるわけですから。まず、何がと言いますと、何で100円もらうかとなったときに、あの後で、まあ言うたら、俳句会か何かされたときに、結局、車がもうたくさん入ったと。そしたらやっぱりそういうことも踏まえた中で、この1回使う場合はやっぱり100円をもらっていこうということになってきたわけですから。そこらのことを十分やっぱり考えていただいて、これ何も私が無料にしたらそんでええということよりも、やっぱりそういうことも十分守っていかなかったら、このルールというのは私は維持できないと思っております。

○議長（嶋田善行君） 14番、木澤議員。

○14番（木澤正男君） やっぱりこの町長の答弁は矛盾してるなというふうに思いますね。いろいろ例え出して言いはりましたけど、その例えもちょっとよくわからないんですが。この問題、余り時間を、残りの質問もありますので、同じことばかりずっと繰り返しませんけども。今、町長の最後におっしゃった100円取るようにした根拠をですね、やっぱりそこを私ずれてるのかなと。その俳句の会で使うからいっぱいになってしまって困るから100円取ったというふうに、そのことが私がこれまで申してきたその駐車場を利用しようとする人と、そのボランティアの会の人をやっぱり一緒くたにしてるんじゃないかなというふうに受けました。やっぱりそういうところで会の皆さんが不満を持っているということをきちっと、この場をお借りして質問で町の皆さんにお伝えして、やはり来年度きちっと改善をしていていただきたいということは、要望として重ねて申しあげておきたいというふうに思います。

○議長（嶋田善行君） 小城町長。

○町長（小城利重君） 木澤議員さんがおっしゃるように、100円取ったとか取らないとかいう問題は議員さんのほうからそういう質問があったんです。そのときにお答えして、いっぺん検討しましょうということで、その明くる日の年度から100円ということになってると思います。だから、議員の議会の皆さん、議会の一般質問の中でそういう話が出たわけですから、私もそういうことに答弁をしたら、なるほどそういうふうに使ったらよろしいだろうということになったんです。

○議長（嶋田善行君） 14番、木澤議員。

○14番（木澤正男君） もうこれ以上はやめときますけども、結局、今回の質問ではやっぱり並行線であって、ちょっと議論もかみ合わないなということも申しあげておきたいと思

ます。

それでは3点目の質問に移ります。3点目については、町立保育所の運営について取り上げさせていただいております。この質問では、通告にもありますように3つのことについてお尋ねをしたいと思います。

まず1つ目ですが、先日行われた厚生常任委員会の中で、来年度からたつた保育園で給食の調理・洗浄業務を民間に委託していく旨の報告がなされました。この給食の調理・洗浄業務を民間委託するということについては、既に町立の小・中学校で導入をされていますが、以前にも導入に当たって問題はないのか、一般質問にも取り上げさせていただきまして、こちらのほうからも、いくつか問題提起をさせていただきました。その後、実際に小・中学校でこの調理・洗浄業務民間委託が既に4校で行われていますが、この間、その小・中学校で調理洗浄業務を行う中で問題などは発生していないのか。また今回、保育園で委託を行うことについては、メリット、デメリットについてどのようなものがあるのかお尋ねをしたいと思います。

○議長（嶋田善行君） 乾住民生活部長。

○住民生活部長（乾 善亮君） まず、来年度、平成24年度からたつた保育園におきまして給食調理・洗浄業務を民間業者に委託するという事を予定をしております。これにつきましては昨年度、調理業務に従事する臨時職員の年度途中で退職が相次ぎましたことから、新たな調理員の確保に苦勞いたしましたことから、民間委託を実施するという事になったわけですが、民間委託いたしますと安定した人員の確保ができて、ひいては園児に安定した給食を提供することができるというふうを考えております。で、この給食の内容につきましては、献立の作成あるいは食材の購入というものは従来どおり町が行いまして、調理についても町の栄養士等が委託業者と前もって打ち合わせや指示を行った上で保育所の保育室で調理を行うということから、今までと同様、栄養バランスの取れたおいしい食事を提供をできるというふうを考えております。この民間委託することによりコストにつきましては、今回、一般会計の補正予算第4号でお願いをしております3年間の債務負担行為にかかります補正額にも、これ実際に入札をして契約ということになるんですけれども、契約額が下回るということがまず考えられます。それから、この契約額の中には人件費以外のものも含まれているということでございますので、将来、たつた、あわ両園が民間委託になれば費用面においても削減ができるものというふうに見込んでおります。デメリットについては、ないというふう考えておるところでございます。以上でございます。

○議長（嶋田善行君） 14番、木澤議員。

○14番（木澤正男君） 今、メリットのほうについてはコストが安くなると。デメリットについては特にないというふうにお答えをされました。

そもそも、この民間委託に何ですのかというのは、人員確保の問題からだということも明らかにしていただきましたが、この導入されるかどうかというのは今後また議会の議決後になるんですが、小・中学校と保育園とでは、その給食のあり方についても違うのではないかなど。これまで小・中学校で導入してきて問題はなかったといっても、その保育園で運営する場合の小・中学校との違いについてはどのように認識をされていますか。

○議長（嶋田善行君） 乾住民生活部長。

○住民生活部長（乾 善亮君） 小・中学校の給食につきましては、当然、生徒さんの数も保育園とは違いますから当然、量も違います。ですから大量につくっていかなければならないことから、当然、小・中学校の給食につきましては調理機器、これを一部使って使用されているということがあります。保育園については大きな調理器具は入れてないということでございます。

それから、アレルギーの対応食、これにつきましても小・中学校のほうはアレルギーのあるものは除去するというような形で対応されているということもございますけれども、保育園につきましては当然、このアレルギー対応については個別に調理するという事になっておりますし、保育園の場合はゼロ歳児からお預かりさせていただいているということもございますので、離乳食とかあるいは幼児食などの発達段階に応じた調理をさせていただいているということで、その辺の違いはあるということ。

それから、当然、小・中学校の場合は夏休み等の長期休暇がございますけれども、保育園はないということもございます。それから、保育園につきましては土曜日にも給食の調理ございますし、あるいは午前、午後のおやつ調理というものがございますので、それは違いがあるということもございます。

○議長（嶋田善行君） 14番、木澤議員。

○14番（木澤正男君） それから、今回、保育所のほうで調理・洗浄業務を民間委託するに当たって保護者会のほうから要望が出されているというふうにお聞きをしていますが、その内容と、そして町はその対応として具体的にどうしようというふうに考えておられるのか、お尋ねをしたいと思います。

○議長（嶋田善行君） 乾住民生活部長。

○住民生活部長（乾 善亮君） 来年度から給食調理を民間委託するという事について、保護者会にもその説明をさせていただいているところでございます。

その保護者会からは、ひとつとしては、今まで給食調理員が行っていた用務等は、給食調理以外の用務はどうなるのかということがまず1点。それから2つ目は、行事等のときにも受託の業者の協力を得てほしいということがございます。それから3つ目につきましては、アレルギー対応についても、これまでどおり行ってほしいということの要望がございました。要望というか意見等がございました。この中で、アレルギーに対応した給食につきましては当然、従来どおりさせていただきますし、行事等の業者の協力ということにつきましても、入札に書かれます仕様書に明記するという形で対応させていただき、業者に対して協力を求めたいというふうに考えております。また、この調理以外の用務については、それに従事する人員の確保をするという方法を現在検討しているということでございます。

以上でございます。

○議長（嶋田善行君） 14番、木澤議員。

○14番（木澤正男君） やっぱり、先ほどもありましたが、小・中学校と違って個々の個人に対する対応とか、発達段階の違いによって小・中学校とは違った対応が求められてくるなど。そういう点について、業者のほうの仕様書の中に、業者のほうが受けるように町としては進めているということですが、もうひとつその、今いらっしゃる給食調理員さんが行っている調理以外の業務の関係、この点についても人員を確保していきたいというふうに考えているということですが、その点については、やっぱり現場の先生とか園長先生とよく話をさせていただいて、どういった点で保育士さんの負担になってくるのかとか、採用される方もほんとに1人で大丈夫なのか、場合によったら2人採用するという事もしないと保育士の先生の負担になってくるんじゃないかなという心配はありますので、その点については現場とよく話をさせていただきたいというふうに思います。

それともう1点。現在働いている調理員さんの関係ですね。たつた保育園のほうで民間委託をするということになると、現在、正規の方と臨時職の方といらっしゃいますけども、今たつたにおられる方は、あわのほうに行かれて、正規の職員さんはそうして残りますが、臨時の職員さんは今5人いらっしゃいますが、あわ保育園だけになるとそんなに人数が要らないということで、来年度では必ず今いてる人数よりも少なくなってしまうと、採用されないという方が出てくるということが起こってくるということは、厚生常任委員会の中でも問題指摘はされていましたが、いろいろ私のほうも調べますと、臨時で来られている給食調理員

さんは長い方でいいますと、ほんとに平成14年から働いておられる方もおられますし、また逆に今年度から新たに2人採用されていると。で、ほんとに4月から働き出して、さあ仕事を覚えようかなという段階でシステムが変わりますと、だから来年度では臨時職員さんの採用が減りますよというような話を聞かされて、ほんとに今、そういった方たちが不安、この先どうしようかなと不安になっているのかなというふうに感じています。今回、民間委託をするにあたって、こうした問題なんかが発生してきますが、町として給食調理員の皆さんに説明はされたということは報告されていましたが、その調理員の皆さんから何か意見や要望などは出されていないのか、その点についてお尋ねをしたいと思います。

○議長（嶋田善行君） 乾住民生活部長。

○住民生活部長（乾 善亮君） 質問者も今おっしゃいましたように、この今、臨時の正職も含めましてですけども、調理員に対しまして民間委託をしていくという方向性については説明をさせていただきました。その中で具体的に調理員から意見といたしますか、そういうのは出ていませんでした。

○議長（嶋田善行君） 14番、木澤議員。

○14番（木澤正男君） 今まだ、今後どうしようかなというふうに迷っておられる中で、確定した情報というのがなかなか少ない、ないというふうに思いますので、町のほうでもできる限り情報提供も含めまして、やはり斑鳩町のためにと、子どもたちのためにといい働いてきてる方たちですので、そうした配慮については行っていただきたいというふうに思うんですが。私、この問題で今回質問させていただくのいろいろな調べたり、いろいろな人にお話を聞かせていただく中で、そもそもこの民間委託をしなければいけない、人がなかなか集まらないという問題がどういうところから起こってきているのかな、ここにこの問題の本質的なものがあるんじゃないかなというふうに感じました。

と言いますと、臨時職員さんの賃金の形態ですね。近隣の町村なんかと比べますと、例えば平群町ですと臨時職員さんでも継続年数によって、毎年、毎年、賃金は上がっていくという形態をとっていますが、斑鳩町は先ほど言いました14年から働いておられる方も、今年採用された方も、全く同じ賃金になっているかなというふうに思います。

それと、臨時職員さんは毎年、毎年、ペーパー試験もあるんですね。その問題もどうもやっぱりネックになっていて、なかなか斑鳩町で申し込みをしようというふうになっていないところから、これ給食調理員さんだけの問題じゃないですし、あんまりその雇用の問題まで広がってしまうと質問の趣旨からずれてきますので、また総務委員会などでもお尋ねしよう

かなと思いますが、そうした臨時職員さんを採用するのに町の今の賃金形態が壁になっていると。ですから、これは今回、民間委託に移行することによって果たして解決していくべき問題なのかどうかということも、私ちょっとこの質問を考える中でいろいろ疑問をもちまして、また今後、担当の厚生常任委員会や、さらには付託をされます予算決算常任委員会での議論も踏まえる中で、今回、一般会計補正予算として付託をされていますので、最終的な判断をしていきたいというふうに考えています。そのことだけ、この点については申しあげておきたいなというふうに思います。

そうしましたら、次に、保育所の定員や保育士の配置など、今後の保育所運営の方向性についてということで挙げさせていただいていますが、これについても先日、厚生常任委員会で報告をされていましたが、園児の来年度の募集を行ったところ、予想を超える応募があって、保育所の保育室が足りないので会議室を保育室にして対応されるということが報告をされていました。今こうした中で、来年度の状況としてどんな状態になるのか、入所申し込みの状況やまたそれに対する施設のキャパの問題、そして保育士が今、実際に足りているのかどうか、そうした今の現状と来年度の対応に向けてお尋ねをしたいと思います。

○議長（嶋田善行君） 乾住民生活部長。

○住民生活部長（乾 善亮君） 先般、来年度の保育所の入所児童を募集をいたしましたところ、現行の面積基準によります受け入れの可能児童数に対しまして、ゼロ歳児で11名、それから3歳児で9人が上回るということになりました。そこで、この面積基準につきまして、県なりあるいは国に相談させていただきましたところ、現在、ゼロ歳児1人につきまして必要な床面積は4.95平方メートルでありますけれども、これを3.3平方メートルに変更しても問題ないというような回答をいただきましたことから、できるだけ待機者を出さないという方向の中で、ゼロ歳児の受け入れを可能といたしました。それから、あと3歳児につきましては、先ほど質問者もおっしゃいましたように、あわ保育園の会議室を保育室に改修するというので、待機児童を出さないというふうに配慮したいというふうに考えているところであります。今後、またこの来年度のこの入所児童に対する職員、保育士の確保ということになるわけですが、今現在、この臨時保育士の試験の募集も今現在行っているという状況でございますので、この児童に対する保育士の確保についても努めていきたいというふうに考えております。

○議長（嶋田善行君） 14番、木澤議員。

○14番（木澤正男君） 来年度の申し込みでゼロ歳児11人、3歳児で9人、既にオーバー

をしていると。面積的な基準については、3.3平方メートルというと国の基準になるかということで、今、4.95からいったんは引き下がる形にはなるかもわかりませんが、待機児を出さないという方法でそういう対応をされるということについては、それはよくやっていただいているのかなというふうに評価をしています。ただ、このままずっと基準が引き下がった状態のままでいくのもよくないですし、で、もう1点問題なのは、面積はそういうふうにして一定時期に規制を緩めることによって、最低基準は当然守ってるんですが、対応できてその保育士の先生、これゼロ歳児11人と3歳児9人新たにふえるとなると、保育士の先生の数は何人必要になってくるんでしょうか。

○議長（嶋田善行君） 乾住民生活部長。

○住民生活部長（乾 善亮君） 新たに7人の保育士が必要になってくるということでございます。

○議長（嶋田善行君） 14番、木澤議員。

○14番（木澤正男君） 私は、そこがやっぱり一番難しいのかなと。当然、担当課のほうでも承知をされているでしょうが、これまで応募をかけても保育士さん、特に臨時保育士さんがなかなか来ない。こうした状況がある中で待機児を出さないという方向で頑張っている、そのことは十分承知はしていますが、これ具体的に保育士さんを募集していこうと思うと、今、来年度から正規で採用する保育士さん、試験を受けていただいて、今、何次の試験が終わった段階でどういう状況になっているでしょうかね。

○議長（嶋田善行君） 西本総務部長。

○総務部長（西本喜一君） 保育士の採用状況、今年の採用状況でございますが、3次試験が12月3日に終わりました、保育士についても試験を行っておりますが、4名の採用を予定してるところでございます。

○議長（嶋田善行君） 14番、木澤議員。

○14番（木澤正男君） 今、いろいろ保育士さんが足りない中で、例年になく4名採用を考えているということで、そのことは評価をさせていただきたいと思います。ただ、それでもやっぱり3人足りないですね。その臨時職員さん、そうすると臨時の保育士さんで対応していかなければしょうがないのかなというふうに思いますが、これまで私も募集の仕方が悪くて、保育士さんなんかも来られないのかなということで、いろいろ募集の方法を変えたらどうやということも申しあげてきましたが、どうもやっぱり先ほど申しあげましたようにそうでもないのではないかと。斑鳩町の賃金形態、さらには雇用形態に問題があって、保育士さ

んが、臨時職員さんが、なかなか斑鳩町に臨時で働こうとされない、そういう状況があるのではないかなど。ただ、この問題、今後、今それがいいのか悪いのかということも、すぐに結論が出せない状況かなというふうに思いますので、今後の研究課題ではあるかとは思いますが、今のこうした現状を踏まえる中でも、来年度保育士さんを募集していこうと思うと、やはりよそよりも魅力のある条件を提示しなければ、なかなか確保は難しいなと思いますが、ひとつ、やはりそうなるに臨時職員さんの、保育士さんの時給を引き上げる等そうした有効な手だてが必要かなと思いますが、その点について今の時点でどのように考えておられるかお尋ねしたいと思います。

○議長（嶋田善行君） 小城町長。

○町長（小城利重君） ただいま木澤議員さんがおっしゃるように、この関係等については厚生常任委員会とか、いろいろと会議等、委員会で言わせていただいています。特に一番問題になってきたのは、やっぱり定員があるわけです。やっぱり定員で今までずっときてたやつをやっぱりちょっとでも1人でも入れていこうということで、今180何人になってますけども、そうなったら部屋は必ず必要ですから足りませんし、そういうことも考える中で臨時職員の関係等についてもやっぱりふえてきてるわけですが、やっぱりその範囲というものも限度が私はあると思います。だから、今回は4人を採用するということですが、今後やっぱりそういう点については、この保育所と、将来的にどうあるべきかということをやったり検討しなかったら、給料はどうか、そういう賃金はどうかという問題も踏まえて、踏まえたことも入れてやっぱり検討しなかったらなかなかそう簡単にいかない。

将来的にどうあるべきかということも、十分これ、検討する段階やと思います。だから、今一概にその賃金がどうかということよりも、やっぱりどうあったら先生が臨時で来られるのか、あるいはこの臨時の関係も広陵町あたりはもう3年ということで切ってますし、あるいはそういう所もございますから、ずっと永続的に続くことがこれええのか。一時、前、議会でもあったのは6カ月採用とか、あるいはそういう段階できちっと替えていかないかということも指摘されておりますし。そういうことも踏まえた中でどう雇用をしていくかという問題もありますから、そういう点についてもやっぱり一番難しいのはやっぱり女性ですから、やっぱり産休の方々、あるいはそういう方々が出たらやっぱり補充していかないけませんから、そういう点を十分踏まえた中で、今後、1年をかけて、あるいはまたそういう点については検討をしていきたいと思っています。

○議長（嶋田善行君） 14番、木澤議員。

○14番（木澤正男君） 後ほど聞こうと思っていました今後の方向性についても、今、町長おっしゃっていただきましたが、今、この保育所の状況を、またこの後、幼稚園のほうの質問もされますが、この間、斑鳩町がやっぱり頑張って子育て支援策に取り組んでこられている効果が今出てきているのかなど。出生率なんかを数字でつかみますと、年々上がって回復をしてきている状況ですね。それに伴って、やっぱり子どもさんがふえてきているのかなど。そういうことでいきますと、今後、やっぱり斑鳩町で子育てしたいという人もふえてくるでしょうし、出生率が上がってくれば当然、保育園なんかでも、もうキャパをオーバーしてしまつて2園では足りないというような状況なんかになってくるなというふうに思います。

町長もそのことを見越して今、答弁をいただいたというふうに思いますので、この点については、ぜひ今後、斑鳩町で子育てをしていく人をふやすと。子どもたちがふえてくる中でも、きちつとやっぱり町の責任と、さらにはきちつとした基準をもって対応していただきたいと思います。そして、やはりこれまでの方針どおり待機児は出さないと、町長、信念を持ってやってきていただいていますので、そのことは貫いていただきたいと思いますというふうに、これは要望しておきたいと思います。

そしたら3点目の質問に移りますが、保育料の助成の充実についてということですが。この点につきましても、以前に私のほうからも質問をいたしましたし、また先輩議員のほうからも対象を絞つて実施してはどうかということで質問がありましたが、現在、保育所に通っている兄弟のいるご家庭ですね、2人以上の子どもさんを持つご家庭で同時に保育園に在籍をしていないと第2子半額、第3子無料という助成が受けられないという問題ですね。

例えば、上の子が卒園してしまつて小学校に行つてしまつたとたちまち助成がなくなつて、2人保育園に在籍しているときよりも、1人残っているときのほうが保育料が高くなつてしまつという実例も挙げて、この間その改善を求めてきましたが、前回、小学校低学年、上の子がせめて小学校低学年にいるご家庭について助成をすることができないのかという見解も出されていましたが、実際に今の状況として、そうしたことで町の負担がいくらになるのか、町はつかんでおられると思いますので、お尋ねをしたいと思います。

○議長（嶋田善行君） 乾住民生活部長。

○住民生活部長（乾 善亮君） ただいま質問者が今おっしゃいましたように、例えば今、在園児の兄弟が小学生の低学年ですね、3年生までということで仮定いたしますと、この第2子、第3子がおられた場合に半額あるいは無料というふうに減額をするということを想定いたしますと、約1,190万円の費用が新たに町が負担していかなければならないというこ

とになります。

○議長（嶋田善行君） 14番、木澤議員。

○14番（木澤正男君） 今、来年度のこれから予算を組んでいく時期ではありますが、その1,190万円という負担、決して安い金額ではありませんが、そうした負担もぜひ検討する中で、私は今申しあげております保育料の助成の充実について行って行っていただきたいというふうに考えてますが、町のほうはどのような認識でおられるでしょうか。

○議長（嶋田善行君） 池田副町長。

○副町長（池田善紀君） さっき、初めから木澤さんがいろいろ、30人学級も含めていろいろ充実を言われておりますけども、町といたしましてやはり歳入の範囲で予算を組むという財政規律を絶対的に守るということを全体にやっております。そうでないと必ず2年、3年、10年後、非常な事態になってきますので、それを避けるべくやっております。

今現在、保育園には既に国の基準の85%で実施いたしております。これの減額率はお金で換算しますと約2,590万円となってきます。それ以外にも、子育て支援として中学生までの医療費無料化、それとか保健、教育、いろいろな制度で他の自治体よりも非常に高いレベルでの施策をしておりますので、そうしたことから保育料につきましては、現在、現段階の85%を堅持していくと、いうことを守りながらやっていきたいと考えておりますので、それ以上のさらなる減額の措置は現在のところ考えておりませんので、ご理解をいただきたいと思います。

○議長（嶋田善行君） 14番、木澤議員。

○14番（木澤正男君） 財政負担も確かに大きなものになりますので、今、小学校低学年というふうに提案いたしました、これ実際に小学校1年生ではどうかということについて、またいろいろ対象を変えることでも、徐々に実施をした上で徐々に広げていくということも今後考えていただきたい。また、これから3月議会に向けて、予算要望から予算審査が行われていきますが、単純にこの数年だけ見ますと国の交付金がようさん入ってきたというのがありますので比較はできませんが、毎年、斑鳩町はやっぱり黒字で決算をされているというふうに思います。その中で、私は費用はやりくりによって捻出していけるのところがうかな、予算の中で必要ない項目については見直しを行っていくことで予算をぜひ捻出して行っていただきたいということもあわせて要望いたしまして、私の一般質問は終わらせていただきます。

○議長（嶋田善行君） 池田副町長。

○副町長（池田善紀君） すみません。毎年、黒字と言われております、ここ2、3年は黒字になった段階ではなくて、平成18年、19年、単年度赤字になったことがあります。今は、前年の繰り越しも含めて黒字となっておりますので、そこらをご理解いただきたいと思えます。ですから、新たな施策をする場合、収入はどんどんふえてくるわけではない、税収は。ですからどっかで節約するか、どっかで施策を縮小するかということになってきますので、もし木澤さん、そういう施策がございましたら、切る施策がございましたら、ご提案いただいて、それについてはこれだけ減らしてこっちでふやしてくださいよと、そういうご提案もいただけたら、一緒に協議をしていきたいと思っております。

○議長（嶋田善行君） 以上で14番、木澤議員の一般質問は終わりました。

11時10分まで休憩いたします。

（午前10時55分 休憩）

（午前11時10分 再開）

○議長（嶋田善行君） 再開いたします。

次に13番、里川議員の一般質問をお受けいたします。13番、里川議員。

○13番（里川宜志子君） それでは通告書に基づきまして、私の一般質問をさせていただきます。前回の定例会に引き続きまして、いよいよ予算編成の段階となってまいりました12月議会におきましても、やはり介護保険制度の第5期がどういうふうな計画になっていくのか。この点につきましては、やはり今の段階で確認をできるだけしておきたいというふうに考え、今回もさらに一般質問をさせていただきます。

まず、第1点目です。前回にもお尋ねをしておりました市町村が選択をすることができる総合サービスについてですが、これについての第5期介護保険計画ではどのように町は考えておられるのか、確認をさせていただきたいと思えます。

○議長（嶋田善行君） 乾住民生活部長。

○住民生活部長（乾 善亮君） 今回の介護保険制度の改正の主なひとつでございます、今、質問者がおっしゃいました介護予防・日常生活支援総合事業の創設でございますけれども、これにつきましては、来年度から市町村の判断によって提供ができるとされている事業でございますが、当町においての実施につきましては、去る11月17日に開催をいたしました介護保険運営協議会の中で審議を行っていただきました。その取りまとめをいたしまして、現段階でこの事業の国からの具体的な方針も示されておらないことから慎重に対応することといたしまして、この第5期の計画期間においては検討期間とするとされたところでござ

います。今後は具体的に国の方針等が示されましたら、必要に応じまして総合事業を行うサービス、供給側の環境の問題、また財源の問題等を十分検討しながら実施するか否か、改めて運営協議会でご審議をしていただいで諮ってまいりたいというふうに考えております。

○議長（嶋田善行君） 13番、里川議員。

○13番（里川宜志子君） 私もこの総合サービスにつきましては、中身が定かでない部分があったり、そして現在受けているサービスが、サービスの供給が低下するのではないかと、非常に明らかになっていない部分もあって怖いと思う感じがありましたので、今回、介護保険の運協のほうに諮られて町の方針としては、総合サービスについては今後の検討課題という形でとりあえずこれまでどおりでいきたいと。そうしますと予算などの編成もしやすくなりますし、いろいろやっけていきやすいのかなというふうには思います。ただし、高齢者もふえまして、このように今度は第5期です。いろいろ介護保険が2000年からスタートしまして、計画、3年ごとの計画ごとに制度がいろいろさわれる、そんなことがあった中で今回、国が保険料の全国平均が5,000円を超えるだろうというようなことを言っております。近隣の町なんかも、「うちは800円程度介護保険料は月、平均月額800円程度値上がりをするだろう」というような試算をされているとかいうような状況も耳にしました。ところで、じゃあ斑鳩町は保険料はどんなふうになるというふうに見込んでおられるのか、これについてもお尋ねをしておきたいというふうに思います。

○議長（嶋田善行君） 乾住民生活部長。

○住民生活部長（乾 善亮君） 質問者もご承知のように、介護保険料の額につきましては、介護保険事業計画の期間中におきます介護サービス等の総給付量を推計をいたしまして、これに要する費用とこれに当てる収入を勘案した上で被保険者数等によりまして算定することとしております。保険料額の改定の基礎となる介護サービスの給付量などの推計につきましては、平成24年度から平成26年度の3年間にかかります第5期の介護保険事業計画におきまして定めることとなっております、それにつきましては現在、介護保険運営協議会でご審議をいただいでおるといところでございます。給付量等の具体的な数値につきましては現在、積算中でございますが、今月の27日に予定しております介護保険運営協議会で示すことができるようにその準備を進めておるといことでございまして、あわせて保険料段階のあり方などについても今後の運営協議会でご審議をいただく予定としております。ただ、先ほど質問者もおっしゃいましたように、国の見込みではこの第5期の計画期間におけます介護保険料額は基準額で月額5,000円を超えるというふうに言われております。本町に

おきまして、高齢者の急増に伴いまして介護給付も大きく増加すると見ておりますことから、保険料額も増額になるのではないかとこのように考えておるところでございます。町といたしましては、今後具体的に示される予定でございます県の財政安定化基金の取り崩し、あるいは国の保険料段階設定に示されております考え方、また介護報酬のあり方等も踏まえながら次回以降の運営協議会の審議を経て、介護保険料の段階や額の設定を慎重に行ってまいりたいというふうに考えております。以上でございます。

○議長（嶋田善行君） 13番、里川議員。

○13番（里川宜志子君） 今、部長の答弁の中にもありました、私は、介護保険ができた当初から、余りにも所得に見合わない保険料設定なので、もっと段階を細分化して、できるだけ所得に見合った多段階な保険料設定をしてほしいという願いをずっとしてきて、斑鳩町は県下でもトップクラスのその段階を設けた保険料設定をしていただいているということについては、私は言い続けてきた人間としては非常にありがたいというふうには思っておりますが、さらに今度2割増しぐらいの保険料になるのではないかとされている中で、今、部長の答弁にもありましたけれども、十分な検討をしていただいて、やはり一概に被保険者の皆さんが支払えるような保険料設定、しかも斑鳩町の普通徴収の収納率でいきますと、奈良県下でワースト7番目なんです。悪いほうから7番目となっております。特別徴収は年金からの天引きですから100%ですけれども、普通徴収においては84.2でしたか3でしたか収納率になったと思うんですが。それは、数を勘定いたしますとワースト7でした。

それはやっぱり、払にくいというような状況もあるのではないかなということを私は心配しております。ですから、今後、十分運協とも相談をしていっていただきたい。できるだけ払っていただきやすい介護保険料、保険料が上がるということであれば余計ですね、そういうことにも注意をしていっていただきたい。

それと今、答弁の中にもありました県の財政安定化基金、以前お尋ねしましたら、県のほうに32億くらいあるということでした。この3期、4期は、奈良県下の市町村どこもこの基金の利用もしておりませんので、積み上がるばかりであったこの基金への拠出はもうストップされています。ストップをしておりますが、今それだけの基金が残っていると。ただし、この基金を取り崩すとなりましたら、町、県、国が拠出をしている中で3分の1ずつ取り崩されたら、じゃあ私はもちろん市町村の分は取り崩されておりてきたら、それはもう保険料の高騰を防ぐために利用はされると思うんですけれどもね。でも、県の3分の1の分と国の3分の1の分とこれ取り崩しをしたら、いったん県に積み上がってますけれども、

それぞれ出した所へそれを戻してというふうになるのか、いやいや、もうそれは全額、国も県も各市町村の保険料を抑えるために使ってもらっていいですよということになるのか、その辺も私がいろいろ見ている中ではこれは定かでないなというふうに感じてるんで、この辺はどんな見通しでしょうか。何か県と話はされてますでしょうか。

○議長（嶋田善行君） 乾住民生活部長。

○住民生活部長（乾 善亮君） ただいまの県の財政安定化基金の関係でございますけれども、これは県のほうにも再三、確認はしておるんですけれども、今の現段階でまだ決まってないということで、情報としてはまだということでございます。

○議長（嶋田善行君） 13番、里川議員。

○13番（里川宜志子君） これは市町村としてぜひとも、もちろん県は身近な所として当然お願いもしていただきたいですけれども、国としても国の言いなりにこの介護保険制度を改正されまして町はそのとおりに言うことを聞いてやっていかなあかん町としてはね、介護保険料は高騰するのを押さえるために、これらの基金をぜひ保険料高騰を抑えるために使わせてほしいという、この要望はぜひともやっていっていただきたいということをお願いしておきます。それと共に、今、この厚生労働省のほうでやられているいろいろこの介護保険の部会のいろんなものを読ませていただいていますと、利用料についてもかなりふれられておりました、今後、利用料、今現行の利用料ではなくて介護保険を利用されてる方の利用料を上げていこうというような動きもあるように書かれておりますが、実際、何か審議会の報告とか何やいうてもややこしくていろんな項目にわたって言うてますが、どうも来年度から2015年までにできるだけ早く、できる所からこういう改正をしましょうというような曖昧な書かれ方をして、何ちゅう国も無責任な、これから第5期の計画を市町村がやっていこううときに、できるところから、できるだけって、こんなええかげんなことを国が言うてたら市町村は泣かなあかんなあと思いつながら実際担当課なんか大変な思いしてはるやろうということは、十分私も理解はそやからしてますねんけどね。でもやっぱり心配です。ほんとに必要な大変なご家庭で、十分にその介護保険が利用できるという状態をきちっと確立できるのかどうか。斑鳩町の町民さんがお困りにならないのか。この視点は私はどうしても外せませんので、この利用料についても国の動向を見る中で今後どのようになっていくんだろうか、町はどんなふうに考えておられるんだろうか。これについてもちょっとお尋ねをしておきたいなというふうに思います。

○議長（嶋田善行君） 乾住民生活部長。

○住民生活部長（乾 善亮君） 平成24年度からの介護保険の利用料におきましては、厚生労働省では、1つとしては現在無料のケアプラン作成に利用者負担を導入すること。それから2つとしては要支援者の利用者負担を現行の1割から2割にすること。それから3つとしては介護保険の施設サービスにおける相部屋の居住費は介護保険の対象から外し、全額自己負担すること。といったような、それぞれひとつの考え方として、この国の社会保障審議会、介護保険部会に示されているということは町としても認識をしておりますが、すべての市町村が介護保険事業計画を今、策定しているという大詰めの段階、この時期におきましても、これらの方向性といえますか、というのをほとんど示されておられないというふうな状況でございますので、町といたしましては来年度におけるこの利用料についても今年度までと同じ方向性であるとして、今現在、準備を進めさせていただいているという状況でございます。で、今後また新たに情報が出てくることにつきましては、留意をしていきたいというふうに考えておりますし、改正がされるということでありましたら、今回のこの時点においても、今現段階でも示されていないというのは大変遺憾であるというふうに思っておりますし、被保険者が受ける必要なサービスの利用の抑制につながりかねないというふうに、こういうことを関係機関を通して伝えてまいりたいというふうに考えております。

○議長（嶋田善行君） 13番、里川議員。

○13番（里川宜志子君） もうね、福祉関係なんかは、私、厚生常任委員会にずっと所属してますが、この間、障がい者の問題でも介護保険でも、何でも国からいろいろきちっとしたことがおいてくるのが遅いなと思って。今回、いよいよ政権交代行われた後、どうやろうかと思ってたら、何やまださらに前よりおそなって、ごちゃごちゃしてるような気がしてしゃあないんですね。でもそれって市町村も困りますし、また実際利用されている方も困ります。やはり計画も立てなあかん、利用してる人は自分が利用しているのがちゃんと利用できて、そしてその料金というのが変わるのか、変わらないのか。こういうことはきちっと早目にわからんと大変やなということもあります。

で、1点申しあげておきたいのは、これ来年の4月の介護報酬、4月からの介護報酬の中でいわれてるんですが、ヘルパー、介護ヘルパーの利用、在宅で家事援助、30分以上60分未満が1単位だったこの単位数が、30分以上45分未満に切り下げられようとしています。その調査は5月に厚生労働省は都道府県を対象にやったと言ってるんですね。でもやったと言ってるけれども、家事労働にそれぞれ何分かかかるかなんていうようなことがきちっと明記されているかどうか。そして、市町村からそういうものが県にきちっとあげられてい

るのか。事業者からそういうものがあげられているのか。私は非常にその調査の内容というものに不信を持っています。けれども、その介護保険の審議会のほうで来年の4月からの介護報酬のヘルパーの生活援助はそういうことも想定をすべきであるというふうに明記はされていると、45分未満ということが書かれているというような報告書が出ているということ、情報を得ております。今後こういうことにも注意をしていただきまして、国が調査の仕方が間違っていれば、そしてそれを調査の結果がおかしければ、やはり市町村としてはいろいろ声を上げていながら、これが町民の皆さんにとって必要な、介護が必要な人にとっていいサービスとなるように各担当、そしてまた町のトップにおかれましては今後もお努力をしていっていただきたいというふうに思います。

そして、顕著に来年から制度改正が行われます第5期の改正が明らかに見込まれているものにつきまして、この際ですので確認をさせていただきたいというふうに思います。

○議長（嶋田善行君） 乾住民生活部長。

○住民生活部長（乾 善亮君） 第5期の介護保険事業計画期間から実施されます制度改正の主なものといたしましては、1つといたしましては、日中・夜間を通じて訪問介護と訪問看護が密接に連携しながら、短時間の定期巡回型訪問と随時の対応を行う定期巡回・随時対応サービス等の新たなサービスが創設されること。それから2つとして、要支援者や二次予防事業対象者に対して介護予防や配食、見守り等の生活支援サービス等を総合的に提供する介護予防・日常生活支援事業の創設がされること。それから3つとして、財政安定化基金の特例といたしまして、現在、都道府県に積み立てられている財政安定化基金の一部を取り崩すことができることとされたこと。それから4つとして、介護療養型医療施設の廃止期限を6年間延長させたこと。それから5つとして、介護福祉士等による痰の吸引等の実施を可能とすること、などがございます。これらの制度改正につきましては、介護保険運営協議会において報告をさせていただきまして、そしてまた計画策定において必要なものについては、ご審議をいただくことというふうに考えています。以上でございます。

○議長（嶋田善行君） 13番、里川議員。

○13番（里川宜志子君） 実質的に利用されている方にすぐ影響のあるものと、目に見えにくいものなどもあるとは思いますが。でも、やはり制度が変われば広く1号被保険者の皆様方には広報をしていっていただきたい。そしていつも言いますがけれども、歳をいかれますと文章が読んでもわかりにくい、そしてお年寄りだけの世帯なんか特にそういうのがわかりにくい、何か役場からきてんけどようわからへんねんというようなご家庭も多いですから、わか

りやすく、いろんな機会を通じて、そしてまた民生委員さんや小地域福祉会なども通じて、いろいろそういう勉強会などもしていただいて、制度改正なんかが行われたときにはより効果的な広報ができるように努めていただきたいと思います。それでは、また別の機会にもいろいろと介護保険についてはきちっと決まるまで追及していきたいとは思いますが、時間の都合がございますので、2点目に移らせていただきたいと思います。

2点目は町立幼稚園の運営についてです。以前から私も申しあげておりました。先ほどの質問者は保育園のことを申しておりました。私は、保育園も幼稚園もずっと見てきている中で、もういよいよ東幼稚園の過密状況について心配をしております。町は、単独町制を選択してから私は子育て支援をして若い世代の方々、斑鳩町で育った方が一遍外へ出られてもまた斑鳩へ戻ってきてほしいとか、そういう思いもあって子育て支援についてはいろいろと頑張ってきていただくようお願いもし、また町長の決断によりとても大きく前進してきた分野だと思います。そのおかげもございまして、斑鳩町では保育所はいっぱい、幼稚園もいっぱいになってきて、特に東幼稚園ではもう大変な状況になっている。もともと思っていたんですけれども、ことし、来年から3歳児で3年保育で入る、もう学校のすぐそばに住んでいる方が東幼稚園行きたい、で、断られたという話をまず最初に聞きました。「えー」と、そんないっぱいなんかなと言うてたら、今度、健康診断に行ったときに東幼稚園に行けることになりましたと言うてたよって、ああ、そう、よかったねと。

ところで、じゃあ実際の人数どうなってるのかなと思って、先日、教育委員会のほうで調べさせていただきましたら、来年度、東幼稚園の3年保育の入園の状況でいいますと41名となっています。そのときの状況に応じて定員を1名、2名オーバーして採るということは、それはその方の状況に応じて幼稚園のほうでできるということであれば、もう仕方なくその時点、その時点での判断だというふうには私は思っております。ですから、40名のところが41名であることについては、特段やいやい言うつもりはございません。けれども、この41名の年少児が4歳児になって年中になったときに、斑鳩町では幼稚園は35人学級です。明らかにこの方たちがこのまま上がれば、そしてさらに途中からでも転入をされてきて東幼稚園に行きたいという方が出てきた場合、とても1クラスで見ることにはできないのではないかと。こんな中であって、まださらに東幼稚園に行きたいねんというような声を私自身も聞いている中で、今後どのように町は考えておられるのか。子育て支援をしたら人気もあって近隣の町からも「斑鳩町いいね」と若い人たちからいっぱい言うてもろていいんですけど、じゃあ受け入れる体制はどうか。この点について私自身はこれまでちょっとずっと見てく

中でいろいろ意見申しあげてきましたが、いよいよ東幼稚園がこういう状況になってる、このことについて町の考え方、お聞かせいただきたいというふうに思っております。

○議長（嶋田善行君） 清水教育長。

○教育長（清水建也君） 将来的なことも含めて、今、数字も紹介していただきながら、課題等について提案をされております。まず、それにお答えする前に現状からまず説明を申しあげたいと思います。平成23年度でございますが、平成23年12月1日現在で申しあげますと、年少・年中・年長で申しあげますのでよろしくお願いします。

まず、年少3歳児でございますが、斑鳩幼稚園につきましては3クラスで44人おりまして、これが1クラス当たりは14人です。西幼稚園では1クラスで16人。今もおっしゃっておられます東幼稚園におきましては2クラスで32人おりまして、1クラス当たりは16人となっております。年少3歳児合計では92人、92人となっております。

年中でございます。斑鳩幼稚園では1クラスで33人。西幼稚園では1クラス26人。東幼稚園では1クラス35人で、年中の合計が94人となっております。

次に年長でございます。斑鳩幼稚園では1クラス28人。西幼稚園では1クラス31人。東幼稚園では1クラス35人。合計94人。

この総合計で280人となっております。これが今、平成23年の状況でございます。

この幼稚園の入園数でございますけども、平成19年の240人を境にここ数年はやや増加の傾向にあるといえます。今、質問にありましたように東幼稚園につきましては、平成24年度の入園予定者数が今現在、12月1日現在で先ほどもご紹介がありましたけれども、年少で41名、年中で34名、年長で35名となっております。定員もしくは定員に近い園児数となっているのは事実でございます。

また、将来推計によりますと、来年のことも心配いただいているんですけども、平成25年の来年度におけますと斑鳩東幼稚園におきましては現状よりも1クラスふえる状況になりまして、5クラスになる見込みでございます。東幼稚園では保育室が4クラスでございますので、推計のとおり入園、年少のほうは入園されますと、平成25年度では、例えば現在の遊戯室を区切らせていただいて、そこに1つ保育室を確保する必要が出てまいるという状況でございます。過密とおっしゃいますけれども、当然、幼稚園には定員がございます。状況に応じまして先ほど議員みずからおっしゃったように1名、2名の過員が出てくる場合もございます。その中で余りにも多くなれば一定の手だてを考えていく必要もございまして、例えば、現在も実際に運用しておりますように、東幼稚園の園であります中で応募が多い場

合、例えば斑鳩幼稚園のほうで空きがありましたら、そちらのほうにお移りいただくことができるかどうか、意向を聞かせていただく中でそちらのほうに行っていただくといった運用もさせていただく中で行っておるわけでございます。

最終的にどうしてもできない場合はどうするんだということをご心配いただいていると思うんですけども、今の現状、推計の中では、平成26年度までにはこの約290名前後で推移するんじゃないかという推計もございまして、例えば今先ほど申しあげましたように遊戯室を保育室に転用するという手だて等を講じていく中で対応ができていくのかなと思います。ただ、今、小学校のほうで30人学級を導入しているわけでございまして、先の予算決算委員会でも委員から幼稚園ではどうなのかというご質問をいただく中で、例えば、今1人の教員が見てるクラスに35人程度の子どもがおる場合には補助教員をつけるといったことも含めて、今後も検討していく必要があるかというふうに考えております。

そうした手だても研究する中で、その都度必要な施策を実施してまいりたいというふうに考えておりますので、ご理解賜りますようお願いいたします。

○議長（嶋田善行君） 13番、里川議員。

○13番（里川宜志子君） まさしく今、教育長が言っていただいたように、私も聞いております。予算決算委員会でも委員が言ってくれたのであれだったんですが、小学校の低学年が30人学級になってんねんから、幼稚園も30人にならへんねんやろうかと。こういう話は保護者からも既に私も何人かから聞いておりましたし、実はそれが望ましいんですね。

私、以前から申しあげております、幼児教育というのはとても大切です。ですから乳幼児健診をする中で、発達に心配のあるお子さんは早く発見して早く対応することが、その子どもさんの成長を早く助けることになるのではないかとということで、保健の関係のほうででもずっと申しあげてきましたし、小さい子どものときに身についたことというのは大人になっても影響が出てくる。この幼児教育の重要性を、やはり男性皆様にもぜひともわかっただきまして、義務教育だからといって小学校では待機はありません。待機していただきなんて言うことはあり得ないんです。でも、重要な幼児教育の場で、斑鳩町の小さい子どもさんにとって保育園・幼稚園、ここの整備は子育て支援に力を入れてやっていこうという斑鳩町にとっては、皆で心をひとつにして頑張っけて受け入れられるような体制づくりをしていく。このことが私は大切だというふうに思っております。今、教育長もいろいろ答弁をしていただきましたが、今後、転入の状況なども見る中で、思い切った、今続けてきた子育て支援をこれからさらに発展をさせる意味でも、思い切った施策をまた私たちいろいろ要望をさせて

いただいておりますが、町のほうでも検討をして行っていただきたいということを、お願いをしておきます。小学校義務教育に待機はなし、でも幼稚園や保育園で待機をしていただく、よそへ回すなどということができるだけ起こってはならないという認識、再度申しあげて、次の質問に移らせていただきます。

3つ目です。住宅施策と町内業者育成についてです。町内業者育成についてと、わざわざこの質問でつけ加えさせていただきましたのは、県の商工会と町の商工会の会長さんの連名で今回、陳情が出ておりました。その陳情で言いますと、私はちょっと不可解な点がございましたので、補助金というものをどう見るのか。観光ボランティアさんの関係も先の質問にもいろいろありましたけど、商工会に対して斑鳩町は結構な金額で補助金を出させていただいております。それについて、別に何も私は言うつもりはありません。それは、それらの育成をしていくために補助金を出すというのはいいんですが、その補助金ばかりに頼るのではなく、やはり町内の業者さんたちが努力をして頑張っているのを、そして補助金も出しながら活発な斑鳩町の商工業づくり、そしてそれを観光に結びつけた斑鳩町の活発なまちづくり、活性化、こういうものを私は目指していかなければならないという立場で、今までいろんなことを申しあげてきてます。そういう観点から、あえて住宅施策とこれを一応書かせていただいているということを、まず初めにお断りしておきます。

そして、1番目なんですけど、耐震改修、これまで私たちは、補正を組んでも希望があればやっってくださいよと町へ言いました。そして町は、補正を組んでも申請があれば受け付けていただくようにはなっております。けれどもまだまだ受けておられる件数が少ないのではないかなというふうに思っているんですが。そして私もまだ、実際受けてはる件数が少ないものであんまり情報が耳に入っていないので、耐震改修すれば大体およそどれぐらいの費用がかかってるんだろうかということですね。どれぐらいの件数を今年度申し込みされてるか。そういう状況を見る中で、町はこれから予算編成する中で、来年度についてはどんなふうにご検討されるのかということをお聞きしたいというふうに思いましたので、質問に挙げさせていただきました。よろしくお願ひします。

○議長（嶋田善行君） 藤川都市建設部長。

○都市建設部長（藤川岳志君） ただいまご質問者がおっしゃっていただきました耐震改修の事業でございますけれども、本町では、大地震によります住宅の倒壊被害を軽減して、住民の皆様方の生命、財産を守るために平成22年度に質問者がおっしゃっていただきました斑鳩町既存木造住宅耐震改修支援事業というものを創設いたしております。これは昭和56年6

月以前に着工されました既存の木造住宅に対しまして、補助金の額の上限を50万円として、改修工事費の3分の1の額を補助する事業を実施をいたしております。

本事業の実績でございますが、昨年度、3件募集をさせていただいたところ2件の応募がございまして、2件の住宅に対して実施をいたしております。

また、今年度でございますけれども、当初、3件の募集を行っておりました。東日本大震災の発生の後、住宅の耐震化にする関心がやはり高まっているということもございまして、募集件数を上回る要望がございましたことから、9月議会におきまして2件分の増額にかかる補助金の補正予算をご議決いただきまして、合計で5件の住宅に対する補助を実施をしていくというところでございます。

また、費用がどれぐらいかかっているかというところでございますけれども、これまで補助を行いました7件の例でございますけれども、最も高いもので370万円で、最も安いもので76万円でございました。これを平均いたしますと約222万円というところでございます。改修の方法につきましては、さまざまな筋交いや構造用合板を設置するといったような壁の補強など、あるいは瓦など重たい屋根材から鋼板やカラーベストなど軽い屋根材への葺き替えなど、そういった構造に対する建物の軽量化というような工事を図っておられたというところでございます。

こういったところで、この補助金につきましては7件の実施の中で5件の方々がこの50万円の上限を生まれ補助させていただいているという状況でございまして、このように今年度はやはり東日本大震災の影響もありまして意識も高まったということでございます。来年度につきましても、今年度の応募状況を考慮いたしまして可能な限り多くの方に本事業を活用していただけるように、補助件数も含めて住宅の耐震化の促進ということに積極的に取り組んでいけるように考えていきたいと思っております。

○議長（嶋田善行君） 13番、里川議員。

○13番（里川宜志子君） そうですね。既存の木造住宅というのは、斑鳩町にとっても財産なんです。古い町並みを大切にしながら、やっぱりこの歴史ある斑鳩町のまちづくりを考えたときに、その古くからの木造建築を大切に使うって住んでいっていただく。地震がきたときにも壊れなければなおいいです。命を守る、そしてその方たちの財産を守るという重要な役割を示す制度だというふうに思っておりますので、積極的に啓発をしながら、より多くの皆さん方に耐震診断を受けていただき、そして必要な改修があれば行っていただきたいということを、来年度の予算編成に向けてお願いをしておきたいと思っております。

そして、2つ目に書かせていただきました住宅リフォーム制度なんですけれども、この助成制度につきましては、もう何度か私たちは質問をしております。けれども、いつももうなぜか、けんもほろろに町のほうでは突っぱねたような答弁しかいただけなくて、私はいつも悲しいなあ。ちょっとは研究してくれたらどうなのといつも思いながら、再度、来年度の予算編成時期を迎えまして、そして先ほども申しあげました町内業者との関係の中で、私は2番目にこの問題を取り上げました。今年度は、景観条例もできております。これ、その景観などにもかかわって国や県がこういう住宅の改修につきまして、一定の補助が出るようになってきております。斑鳩町としても景観条例をつくって、町並み、先ほどの耐震改修でもございましたが、町並みを保存していきましようとか、いろんな問題を持っている中で、そして多世代間でより多くの方に、また若い人も帰ってきてもらって住みましようとか、いろんなケースを考えたときに住宅をちょっとさわらなあかん、さわりたい、けど、自分たちとしては介護保険でも障がい者でもいろんな制度もあるけれども、そういう制度にも当たらない、制度のはざまにあるような高齢者だったり、いろんな方がいらっしゃる。こんな中であって、私は住宅リフォーム助成制度というのは、多方向、多方面にわたって、私はプラスになる制度ではないかなというふうには考えているところなんです。ですから、耐震改修のように国や県がこの住宅リフォーム制度についてもお金が出ます、助成金あります。そこへ町もリンクをさせる形で住宅リフォーム制度という、こういう名前がいかんのやったら私は名前を変えてでも斑鳩町らしい町並みを保存していくとか、景観を保つんだとか、この総合計画にもいろいろ住環境のことも書かれています。そういう制度が使えない方たちにとっての快適な住環境、そして安全な住宅、こういうものをつくり上げていくための何かの施策として、それをまた商工業者も活発に研究していただいて、どうもまだ国とか県とかのそういう助成制度の関係でいうと、ひとつの事業者さんしか登録されてないとかいうようなことも耳にしておりますけれどもね。やっぱり積極的に、お互いに積極的にそういうことをやっていけたらいいんじゃないかなということを私自身は思っておるんですが、これについてはいかがでしょうか。前回、以前、質問をさせていただいてからの町としてその後、研究などをしていただいたのかどうかはわかりませんが、これについて考え方をお聞かせいただきたいと思います。

○議長（嶋田善行君） 藤川都市建設部長。

○都市建設部長（藤川岳志君） ただいまご質問いただきました住宅リフォーム制度に対する以前からのご質問あるいはご意見に対してどういうふうな取り組みをしてきているか、今後

どう考えていくかというところのご質問であるかと思えます。質問者がおっしゃっていただきますように、国のほうでは住宅エコポイント制度等が実施をされておりまして、奈良県におかれましても奈良県の住まいリニューアルの事業という助成が今年度から実施をされているということで、国の住宅エコポイントに加えて、県のほうの助成制度もできているというところがございます。また、この奈良県内の市町村におきましても、広陵町ですね、以前からありました広陵町をはじめまして、今年度からは奈良市あるいは吉野町というところでも住宅リフォーム制度が実際に運用されていっているということで聞いております。また、大和郡山市でも住宅リフォーム制度の導入について、今現在、検討をされているという情報も耳にしているところがございます。先ほどからあった景観計画あるいは古い町並みの保全といったところの施策等も斑鳩町としても今後詰めていきたいというところがございますので、町といたしましても先ほど申しました事例等、これから今後、調査・研究してまいりたいというふうに考えております。

○議長（嶋田善行君） 13番、里川議員。

○13番（里川宜志子君） 要件の設定の仕方であったり、どういうふうな考え方をもって町が事業に取り組むのかとか、そういうやり方がいろいろあると思えますので、私は、十分検討しながら斑鳩町らしい、せつかく斑鳩町は行政力が高いと私は思っております。ところが、もう既に県下でもやってきている市や町が出てきたと。ここで、斑鳩町が斑鳩町独自の斑鳩町らしい、こういう制度をつくり上げるというのが、また私は今重要なことではないかな。そして安易に、県の商工会からまで何か補助金のことで陳情いただくという、今、商工会、県の職員さんばかりやいうのに、何で県の商工会からこんな陳情をいただかなあかんのかなと私は不思議に思うぐらいなところがあるんですが、そういうことではなくて、やっぱり自ら業者の皆さんも努力をしながら、そして皆で活発なまちづくりをしていくと。そして業者さんたちも自分たちの営業を守っていただく。そして、それらの出発になるような、それらに転化をしていただく行政の役割をしていただきたいなということをお願いしたいと思えます。

そして、3番目に、以前に私ちょっと申しあげたんです。耐震シェルターというのがありまして、テレビでやってて見たときに、旧の広い家やったらいろいろさわるのが大変やと。お年寄りも心配やと、家のこともね。そんな中に1室だけ、そこへシェルターをポンとはめ込むような施工で、短期間で、しかも意外と安価で行える、自分の身の安全を守る、この耐震シェルターを簡単に家の中につくることができるんだというのをテレビで拝見しまして、

町のほうにも前に言ったことあるんですが、これに対して助成を出していくというような考え方について、その後、町のほうでは研究していただいたのかな、どうかなと思ひまして、質問させていただきました。いかがでしょうか。

○議長（嶋田善行君） 藤川都市建設部長。

○都市建設部長（藤川岳志君） この耐震シェルターでございますけれども、これは耐震改修工事の手法のやはりひとつでございます。質問者がおっしゃっていただいております部屋の一室などの一部の部分のみを補強することによって、家屋が倒壊しても一定の空間を確保して生命を守るというものでございます。耐震シェルターを導入するメリットといたしましては、補強を建物の一部分のみということから、建物全体の補強をする場合と比較いたしまして工事費はやはりご指摘のとおり安価であると。また、短期間での施工が可能であるということがあげられているようでございます。

一方、耐震シェルターの課題というものですけれども、地震が発生した際に耐震シェルターの中に居合わせておればこれはいいんですけれども、そうでなかったら耐震シェルターへ即座に避難をする必要があると。また、建物が倒壊をした際に、このシェルターの中に閉じ込められてしまったりという可能性もあると。こういったところがございます。

耐震シェルターに対する補助の制度の創設というご提案でございますけれども、現在、奈良県内では耐震シェルターに対する補助事業を実施している市町村が確かにあります。しかし、現状では応募が少ないという状況でございます。耐震シェルターにつきましては、地震から命を守るためのひとつの有効な手段ということでは認識はしており、ほかの改修方法も含めて、今後も研究を続けてまいりたいというふうには考えておりますけれども、本町といたしましては、まず現在実施をいたしております耐震改修支援事業、これをより多くの方々にご活用いただけるような取り組みを進めてまいりたいというふうに考えております。

○議長（嶋田善行君） 13番、里川議員。

○13番（里川宜志子君） 今、部長の答弁聞いてて、多分、耐震シェルターについては前、私はテレビで見たんですけれども、まだまだ皆さんがご存じないというような状況があるのではないかなあということにはちょっと感じております。ですから、今後、またこういうものもあるというようなことも、いろんな部分でまた啓発もされていくんかなというふうに思いますので、そうなったときのために十分研究をしていただき、検討していただき、そして私は、災害弱者といわれる、いろいろ調査もしながら、福祉課のほうで4千人を超える災害があった場合に、援助が必要な方たちの登録をしてあると。調査に基づいて。でも、そんな4

千人からいらっしゃる方をどう助けに行ったらいいのかという問題もあります。そんな中であって今、いろいろちょっと心配な点も部長おっしゃられたけども、耐震シェルターができてから耐震シェルターで寝るようにしてんねんというお年寄りがいらっしゃって、少なくとも命を守るということはできるのではないか。そして、耐震シェルターが設置されておれば、そしてまた耐震改修をされておれば、そういう4千人を超える対象者の所にも、情報としてこういうものがされてますよというようなこともあわせて入れていって、やはり斑鳩町の皆さんの命をまず守っていきこうという考え方で動いていっていただきたいということをお願いをしておきます。

それでは、4番目の質問に移らせていただきます。人権問題の取り組みについてなんですけれども、先月11月22日に行われました人権セミナーは、これまでにないような形で行われて、そしてその広報が行われたときに、「あ、このセミナーはぜひ行ってみたいな」と私思ったんです。でも、これまでどうもこの人権セミナー、なかなかこう読んで行ってみたいと思う感じになれなかって、そしてこの間もずっと見てましたら、どうも職員さん各課で何人行ってくださいとか、自治会ではいだけ、何人行ってくださいとか、やっぱりそういうこちらから動員をかけなければならないというような状況がやっぱり私たちには明らかに目に見えておりました。ですから、何か、人権セミナーというものの取り組みへの工夫というものをしていただきたいなというふうに私は思ってきたんですが、もう時間があんまりありませんので、私ちょっとひとつだけ言わせてもらいたいと思っております。

実は、12月1日に天理市にございますイオンへ私はお伺いいたしました。そしたら、ボランティアさんと車いすに乗った方々がこのカイロをつけまして、このセットで店頭でお配りになっておられました。車いすに乗った方もいらっしゃったので、何だろうと思って見ますと「障害者の日記念事業」というのを天理市さんが、次男さんがダウン症だという子どもさんをお持ちの松野明美さん、マラソンランナーだった松野明美さんをお招きしての記念講演をされる。そしてこの黄色い紙には12月3日が「国際障害者デー」、そして、日本の障害者基本法の中でいう12月9日が「障害者の日」ですよね。そして12月3日から9日が「障害者週間です」というふうになってるんですね。そして、わざわざ土に帰せるカイロまでつけていただきまして配っておられました。これを見たときに、私、ああ、先月、11月22日に障がい者の関係の人権セミナー、いいことはしていただいたなあ。だけど、こういう週間をとらえて町民皆さんにアピールをして参加をしていただくような行事の持ち方というのは、斑鳩町はまだまだなかなかできていないのではないかなというふうに思ったんです。

当然、日本も国連で障がい者の権利条約を批准を、締結をして条約が結ばれて、そして日本も本来批准をしなければならないのに、日本の障がい者に関する法律が整備がされてないために日本がそれを批准できないというような状況なんですよね。そして今、国内法を改正を今いろいろしようと。実際された法律もありますけれども、しようという、これからやっついこうという状況なんですよね。そんな中であってまさしく今、こういう取り組み方をして町民の皆さん方にもその障がい者の権利条約、こういうものの意識を持っていただくためにも、こういう週間、わざわざあるんだから、こういうものを捉えてやっぱりアピールをしていくという町の姿勢が必要なのではないか。これは、障がい者だけにかかわらず、女性の問題でもそうなんです。子どもの権利条約もそうなんです。とにかく、子どもの虐待の関係なんか、今テレビでも結構いろいろ流れてますね。服が汚れてたらお知らせください。夜遅く外へ出されてたら気がつけばどんなことでもいいからお知らせくださいと、テレビで流れてます。ですから、私たちも意識をするようにはなりましたが、これも人権の問題というのはいろんな多方面にわたってます。ですから、お聞きすると人権セミナーは教育委員会の生涯学習課が担当してやっているということです。けれども、障がい者の関係でいえば福祉課です。でも、女性の問題でいえば企画財政課ですよね。こうやっっているんな課にわたって行われている人権セミナー。これを窓口が教育委員会やからと教育委員会だけに任すというのではなく、私、いろんな分野のいろんな形で、こういう取り組みをもっともっと進んだ取り組みをできるような検討をできる、そういうシステムづくり、そしてまた企画なんかは職員から募集するぐらいのことをやってもいいんじゃないかな。各職員の各近く、各親戚、身内などの中にいろんな問題があって、こういう問題を取り上げた、こういうことをやればいいのではないかなというような、職員が自ら発想を出してくる。そして、その企画に乗って斑鳩町がこれらの人権の問題に取り組む。そして、町民の皆さんに意識をどんどん持ってもらえるような取り組みをする。町民の皆さんが行きたくなるようなセミナーをつくっていく。こういうやり方をやっていただきたいなど。もう1日に天理市に行って、これをもらった瞬間に私の中でぶわーとちょっとそういうふうに広がってしまいましたので、大変申しわけございません。障がい者のことで、私こういうことを申しあげましたけれども、担当課におかれてはどうでしょうか。人権の問題に取り組む姿勢として、今後また、私は少々予算がかかってもいいと思っています。人権の問題は。ですから、来年度予算編成に向けていかなる考え方をもちでしょうか。お尋ねをしておきたいと思います。

○議長（嶋田善行君） 乾住民生活部長。

○住民生活部長（乾 善亮君） ただいまご質問をいただきました障害者週間のこの取り組みでございますけれども、当町におきましては、先ほど質問者がおっしゃっておられますように、人権セミナーへの共催という形で、本年、人権講演会を開催をさせていただきました。その中で、主に障がい者の人権というものをテーマにして実施をいたしました。

ただ、ご指摘のように障害者週間は毎年12月3日から障害者の日であります9日までの1週間ということで定められておりますが、ここ数年につきましてはその期間前で開催をしておいたという状況でございます。基本的には、人権講演会の日程を調整をするにあたっては、この障害者週間に合わせて調整をさせていただいているところでございますけれども、講師の都合、あるいは日程の調整ができないという関係から、この期間内になっていたという現状がございます。町といたしましては、来年度以降、住民の方々にこの障害者週間及び障害者の日の意義を啓発していくということを十分に考慮いたしまして、今後の人権講演会のあり方につきましてさらに検討をしていきたいというふうに考えております。その啓発の方法につきましても、より多くの方が参加していただけるようにさらに検討を加えていきたいというふうに考えております。

○議長（嶋田善行君） 13番、里川議員。

○13番（里川宜志子君） ぜひ、お願いします。東日本大震災が起こり、地域コミュニティというものも大事ですし、ああいう災害があったときに地域でも助け合いをしていく。でも、そんな中であってお互いの人権を尊重しながら、地域でコミュニティが取れるというのはとても素晴らしいことです。私はそういうところへ到達していきたい、斑鳩町でそういう方向へ持っていきたい、このように思います。ですから、町の施策が町民皆さんにそういう意識を持っていただけるような、またそういうことを考えていただけるような、行きたくなるセミナー、こういうものを今後考えながらやっていっていただけるよう、予算編成の時期ですので、予算が前年より多くなっても私はいいいと思います。ぜひ、取り組んでいただきたいということをお願いをいたしまして、私の一般質問を終わらせていただきます。

ありがとうございました。

○議長（嶋田善行君） 以上で、13番、里川議員の一般質問は終わりました。

これをもって、本日の一般質問は終了いたしました。

明日は午前9時から一般質問をお受けいたしますので、定刻にご参集をお願いいたします。

本日は、これをもって散会いたします。

（午後0時 9分 散会）